小山町高齢者保健福祉計画及び
第５期介護保険事業計画
【平成24～26年度】

素　案

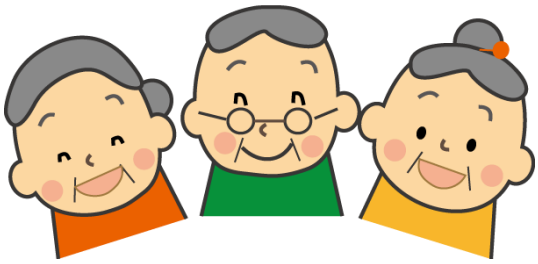

平成24年２月

小　山　町

目　次

第１編　総　論 ･･････････････････････････････････････ 1

第１章　計画策定にあたって ･････････････････････････････ 3

第１節　計画策定の趣旨 ･････････････････････････････････ 3

１　計画の目的 ･･･ 3

２　計画の位置づけ ･････････････････････････････････････ 3

３　計画期間 ･･･ 3

第２節　計画策定の背景 ･････････････････････････････････ 4

１　高齢化の進展 ･･･････････････････････････････････････ 4

２　介護保険制度のあゆみ ･･･････････････････････････････ 4

第２章　高齢者人口等の推計 ･････････････････････････････ 6

第１節　人口の推計 ･････････････････････････････････････ 6

第２節　要介護者等の推計 ･･･････････････････････････････ 7

１　被保険者数・認定者数の推計 ･････････････････････････ 7

２　介護保険サービスの利用者数の推計 ･･･････････････････ 8

第３章　計画の基本的方向 ･･･････････････････････････････ 9

第１節　基本理念と基本目標 ･････････････････････････････ 9

第２節　基本施策 ･･･････････････････････････････････････ 11

１　安心介護サービスの充実 ･････････････････････････････ 11

２　疾病予防・介護予防・生活支援の推進 ･････････････････ 13

３　生きがい対策と支え合いの体制づくり ･････････････････ 15

第３節　日常圏域の設定 ･････････････････････････････････ 16

１　本町の日常生活圏域 ･････････････････････････････････ 16

第２編　各　論 ･･････････････････････････････ 17
第１章　安心介護サービスの充実 ･････････････････････････ 19
第１節　地域包括ケアの推進 ･････････････････････････････ 19
1　地域支援事業の推進 ････････････････････････････････ 19
2　包括的・継続的ケアマネジメントの強化 ････････････････ 21
3　適切な要介護（要支援）認定の実施 ････････････････････ 21
4　サービスの質の確保・向上 ････････････････････････････ 21
第２節　介護サービスの充実 ･････････････････････････････ 22
1　介護給付居宅サービス ････････････････････････････････ 22
2　介護給付施設サービス ････････････････････････････････ 29
3　地域密着型サービス ･･････････････････････････････････ 31
第２章　疾病予防・介護予防・生活支援の推進 ･････････････ 35
第１節　疾病予防・健康づくりの推進 ･････････････････････ 35
1　疾病予防の推進 ･･････････････････････････････････････ 35
2　健康づくりの推進 ････････････････････････････････････ 37
第２節　介護予防の推進 ･････････････････････････････････ 38
1　二次予防事業（ハイリスクアプローチ） ･････････････････ 38
2　一次予防事業（ポピュレーションアプローチ） ･･･････････ 40
3　介護保険予防給付 ････････････････････････････････････ 41
第３節　在宅生活・介護支援の充実 ･･･････････････････････ 44
1　生活支援サービスの充実 ･･････････････････････････････ 44
2　家族介護への支援の充実 ･･････････････････････････････ 46
3　施設福祉サービス ････････････････････････････････････ 46
第３章　生きがい対策と支え合いの体制づくり ･････････････ 47
第１節　地域支援ネットワークづくり ･････････････････････ 47
1　地域で支える体制づくり ･･････････････････････････････ 47
2　認知症高齢者への支援の強化 ･･････････････････････････ 48
第２節　高齢者の生きがい活動の促進 ･････････････････････ 50
1　社会参加の促進 ･･････････････････････････････････････ 50
2　生きがいづくりの促進 ････････････････････････････････ 51
第３節　すべての人にやさしいまちづくりの推進 ･･･････････ 54
1　福祉のこころの育成 ･･････････････････････････････････ 54
2　人にやさしい環境の整備 ･･････････････････････････････ 54

第３編　計画推進にむけて ･････････････････････････ 57
第１章　介護保険事業会計の運営の方向性 ･･････････････････ 59
第１節　給付費等の見込みの考え方 ･･････････････････････････････ 59
第２節　介護保険給付費等の見込み ･･････････････････････････････ 60
１　総給付費 ･･ 60
２　標準給付費 ･･ 61
３　地域支援事業費の見込み ･･･････････････････････････････ 62
第３節　第１号被保険者の介護保険料の設定 ････････････････････ 62
１　保険給付費の財源構成 ･･･････････････････････････････････ 62
２　介護保険料の設定 ･･･････････････････････････････････････ 63
第２章　計画の推進と評価 ･･･････････････････････････････ 64

資料編･･･ 67

第１編　総　論

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

１　計画の目的

小山町では、平成21年３月に「小山町高齢者保健福祉計画及び第４期介護保険事業計画」を策定し、「ゆったり　すこやか　まごころあふれる郷づくり」をめざし、介護保険事業の適正な運営を図るとともに、安心介護サービスの充実、疾病予防・介護予防・生活支援の推進、生きがい対策と支えあいの体制づくりを目標とし、総合的な高齢者施策を推進してきました。

「小山町高齢者保健福祉計画及び第５期介護保険事業計画」は、この計画の後継計画として、高齢化の進む小山町において、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護や保健福祉、生活支援などの各施策の内容と、サービスの提供量、提供体制等を具体的に計画し、住民とともに推進していくことを目的に策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の８の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定します。

なお、老人保健法第46条の18に基づく「老人保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置づけられたため、策定義務はなくなりましたが、本町においては、健康増進法に基づいて実施する高齢者の健康づくり施策についても、これまで同様、本計画の中でその方向性を示すものとします。

また社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」と調和のとれた計画を策定します。

３　計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から26年度までの３年間とし、最終年度である平成26年度には直近の現状を踏まえた適切な見直しを行います。

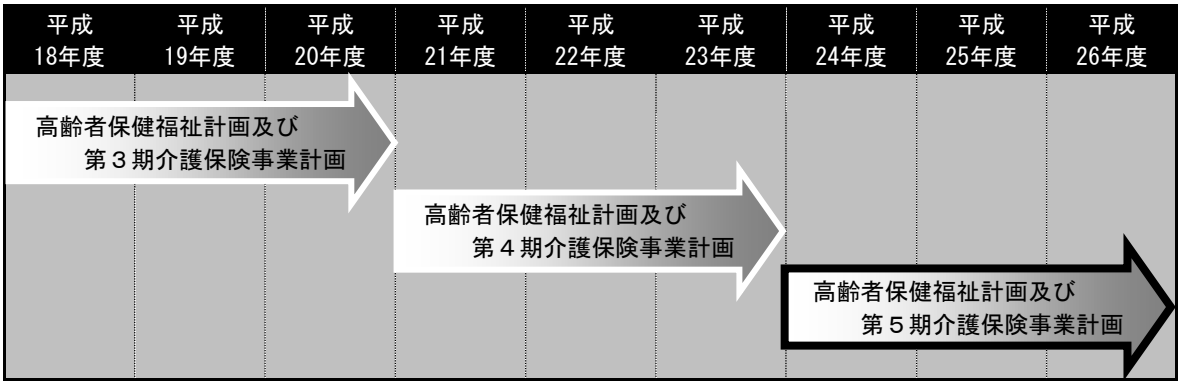

第２節　計画策定の背景

１　高齢化の進展

わが国の高齢化は今なお急速に進展しており、平成23年４月における本町の高齢化率は23.2%となっています。また、推計によると、平成50年（2038年）には36.6%と見込まれています。

小山町においても例外ではなく、平成17年には20.2%であった高齢化率は、平成26年には25%を超え、４人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えることが予想されます。高齢化の進展に伴い増加する一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などを地域で支える仕組みが求められています。

２　介護保険制度のあゆみ

平成12年度に介護保険制度が導入されてから10年が経過し、サービス利用者は増加し、介護サービスの基盤整備は着実に進み、介護を社会で支える仕組みとして着実に定着してきました。

平成17年度の法改正では、一人ひとりの状態を踏まえ、できる限り要介護・要支援状態にならない、あるいは重度化しないように「予防重視型システム」が導入されました。

また、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう「地域密着型サービス」の創設や居住系サービスの充実などのサービス体系の見直しとともに、「地域包括支援センター」が設置されました。

「予防重視型システム」の概要

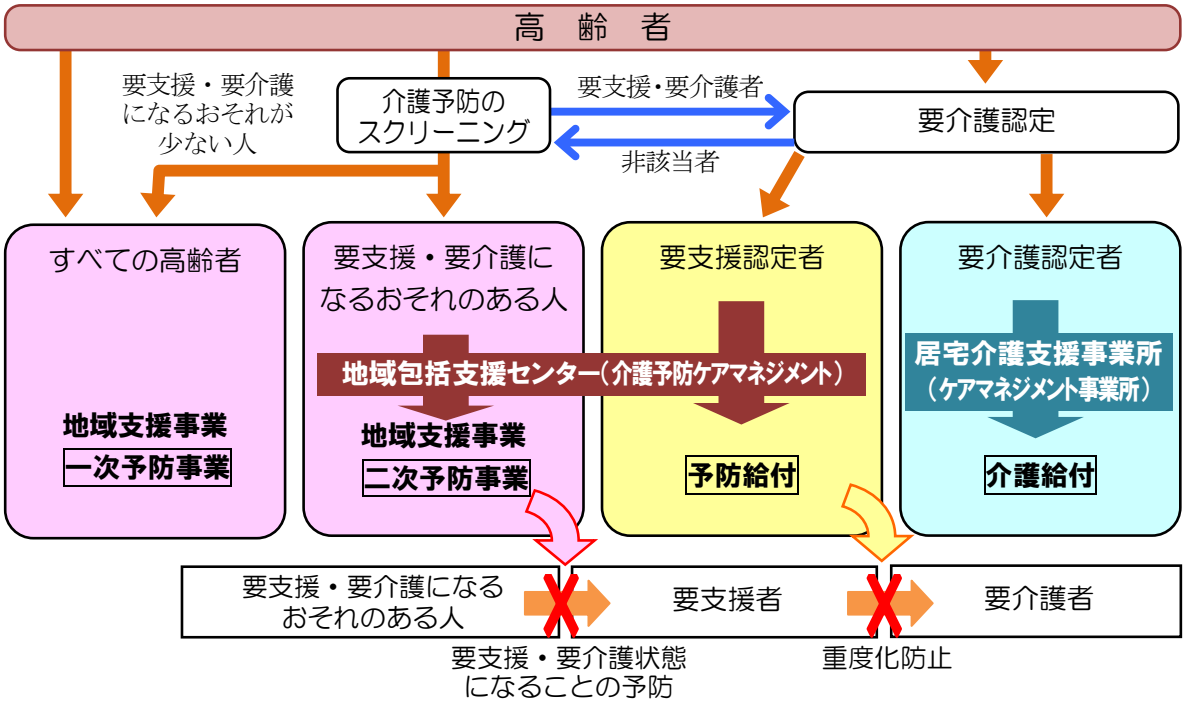

国は、第５期介護保険事業計画の策定に向けて、「高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けた取り組みを進める」必要性を示しています。具体的には、各日常生活圏域において、医療との連携強化、介護サービスの充実強化、予防の推進、見守り・配食・買い物などの生活支援サービスの確保や権利擁護など、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備の５つの視点での取り組みが包括的・継続的に行われることが重要であるとしています。

また、県は、高齢者に加え、障がい者、児童など、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域の身近な場所で、サービスが受けられる「地域共生ケア」を目指し、その第一歩として「ふじのくに型サービス」と名づけ、垣根のない福祉サービスの普及促進に取り組んでいます。

平成23年には「ふじのくに型サービス」として、小規模多機能型居宅介護事業所などによる障がい者や子どもの受け入れが開始されました。また、地域包括支援センターを中心とした、介護や子育てなど多岐にわたる相談をワンストップで受け止める相談体制の整備を進めています。

「地域包括ケアシステム」のイメージ

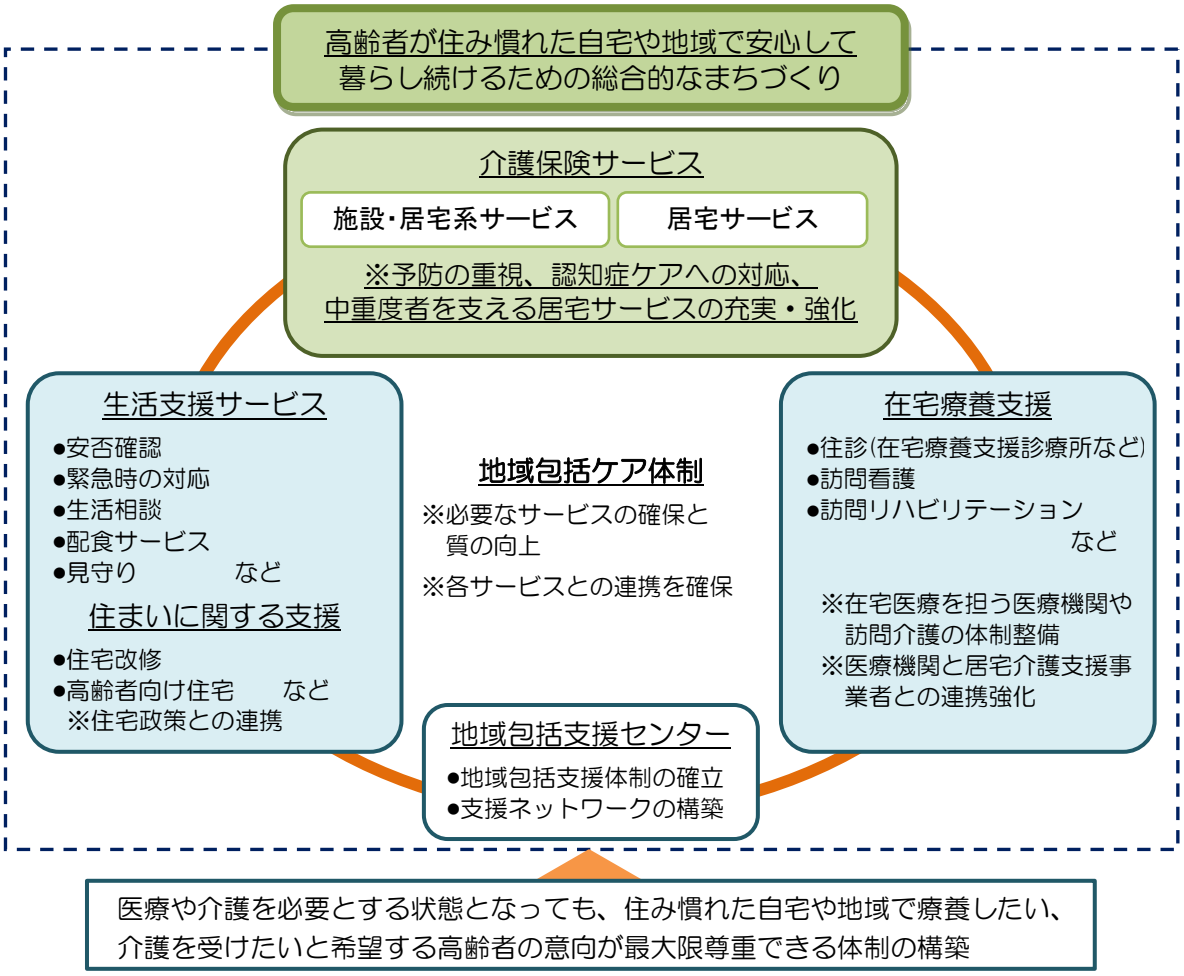

第２章　高齢者人口等の推計

第１節　人口の推計

小山町の人口は、平成23年の20,619人から微減傾向で推移し、平成26年では20,541人となるものと推計されます。一方、65歳以上人口は、平成23年度の4,722人から平成26年度の5,148人へと426人増加し、高齢化率も2.2ポイント上昇して25.1％となると推計されます。前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、平成26年度の後期高齢者比率は13.3％となる見込みです。

人口推計結果（年齢区分別）

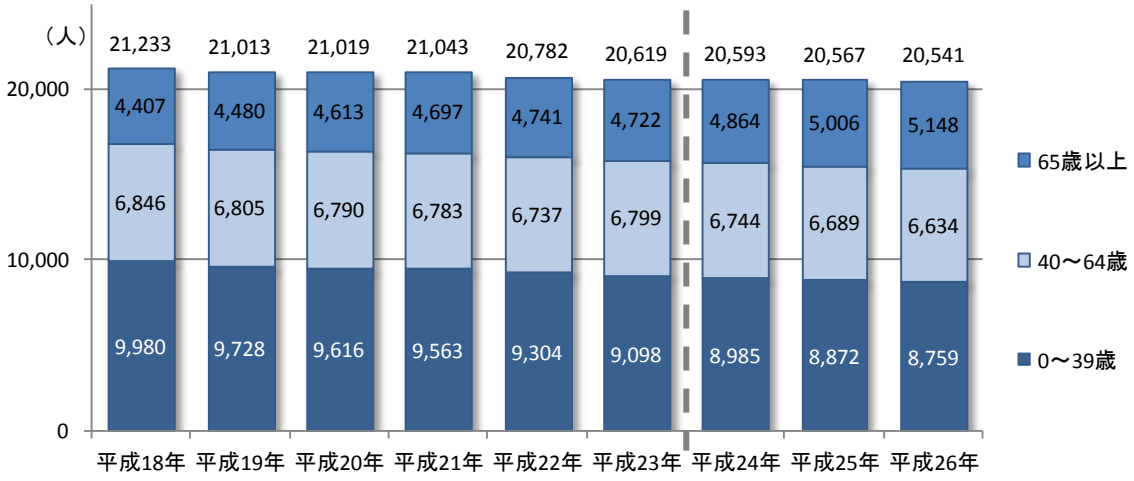

注：平成18～23年は住民基本台帳＋外国人登録台帳人口（各年10月１日）、平成24年以降は推計値

高齢者人口の推計結果

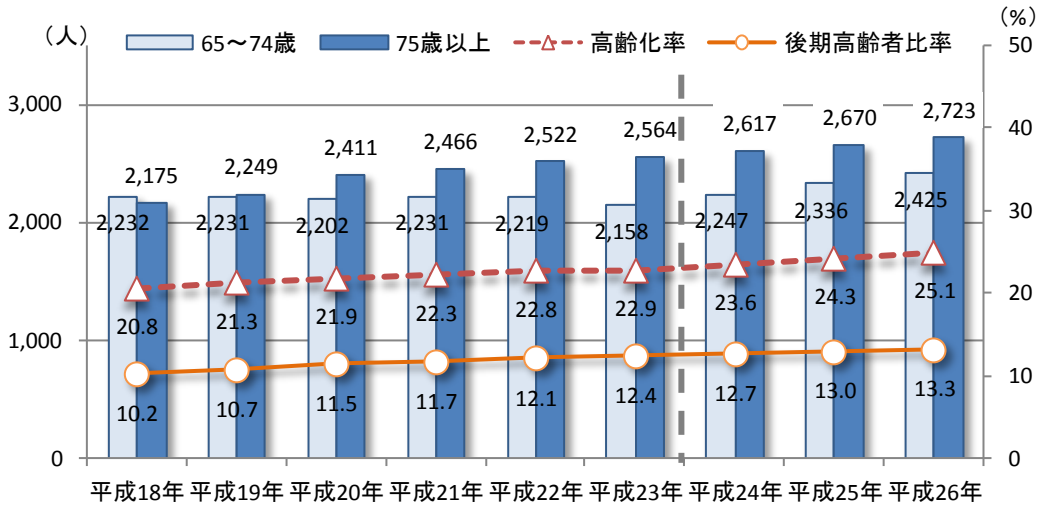

注：平成18～23年は住民基本台帳＋外国人登録台帳人口（各年10月１日）、平成24年以降は推計値

第２節　要介護者等の推計

１　被保険者数･認定者数の推計

65歳以上の第1号被保険者数は、平成23年度の4,722人から増加傾向で推移し、平成26年度では5,148人となるものと推計されます。

一方、認定率は平成18～21年度は13%台前半で推移していましたが、平成22年度には上昇し、平成23年度は14.7%となっています。

平成26年度の65歳以上の認定者数は784人、40～64歳の第2号被保険者を含む認定者数は802人と想定します。

65歳以上の被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推計

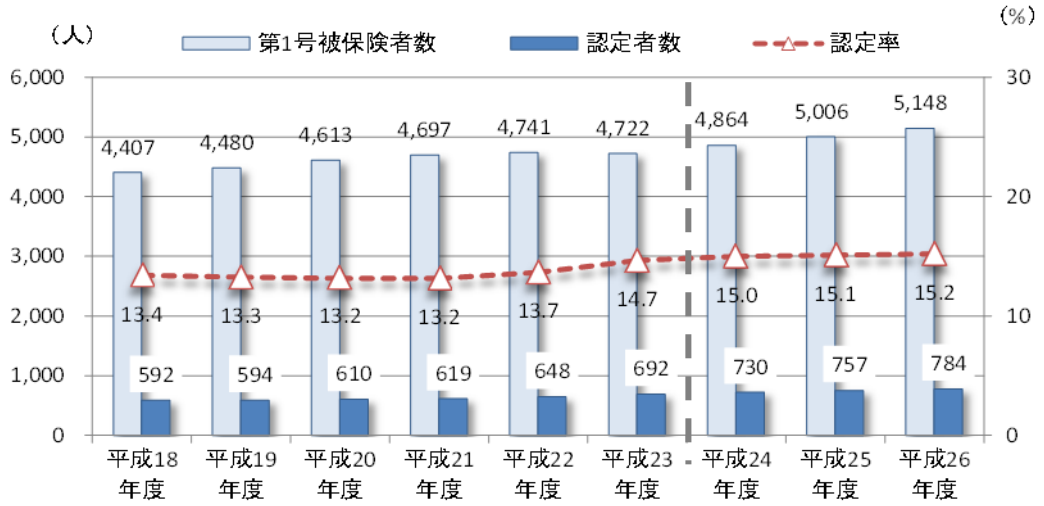

注：平成18～23年度は実績値（各年度９月末現在）、平成24年以降は推計値

介護別認定者数の推計

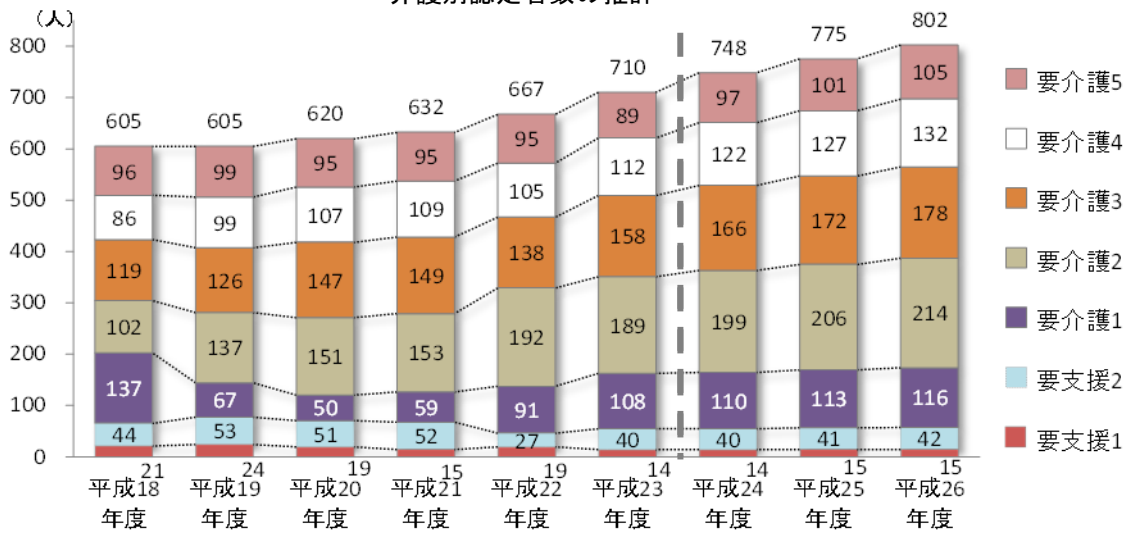

注：平成18～23年度は実績値（各年度９月末現在）、平成24年以降は推計値
第2号被保険者（40～64歳）含む

2　介護保険サービスの利用者数の推計

平成26年度の要介護認定者802人のうち、各サービスの利用者数は居宅サービスが390人（49%）、地域密着型サービスが72人（９%）、介護保険施設が237人（30%）、未利用者が103人（13%）となる見込みです。

また、介護保険施設利用者に占める重度者（要介護４・５）の割合について、国は「平成26年度に70%以上」という参酌標準を示しており、本町では66.7%になるものと見込みます。

介護保険サービスの利用者数の推計

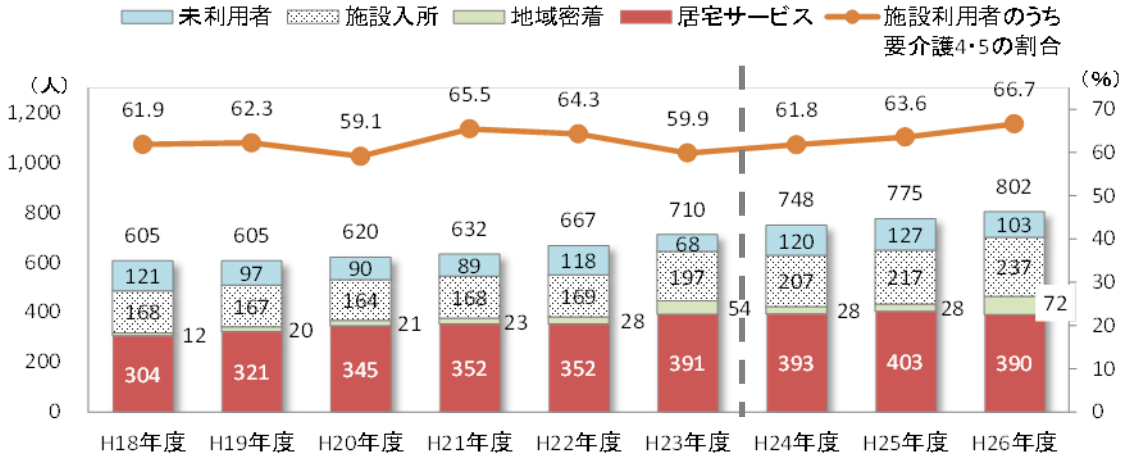

注：平成18～23年度は実績値（各年度９月末現在）、平成24年以降は推計値

第３章　計画の基本的方向

第１節　基本理念と基本目標

本町では、「第４次小山町総合計画」（2011年～2020年度）の将来像「富士をのぞむ　活気あふれる　交流のまち　おやま」を目指したまちづくりを進めています。

健康・福祉の分野においては、「安心・安全なまち」を基本目標として掲げ、誰もが健康で安心して住み続けることのできる健体康心のまちを目指しています。高齢者施策としては、地域支援ネットワークづくり、生きがい活動、すべての人にやさしいまちづくり、介護保険の充実等の施策の推進に努めています。

新しい高齢者保健福祉計画（小山町高齢者保健福祉計画及び第５期介護保険事業計画）においても、本町におけるこうした施策の方向性を継続し、第2期計画以前から定着している基本理念である「ゆったり　すこやか　まごころあふれる郷づくり」をめざし、健康づくりの推進や高齢者がはつらつと輝きながら活躍できる環境整備、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実、町民がみんなで支え合う地域づくりなど、総合的な施策を町民と行政が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らすことができるような地域社会づくりを推進していきます。

基　本　理　念

ゆったり　すこやか　まごころあふれる郷づくり

施策の体系

基本理念　　基本目標　　基本施策

ゆったり　すこやか　まごころあふれる郷づくり

安心介護サービスの充実

◆介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護基盤が充実したまちづくりを進めます。

1．地域包括ケアの推進
2．介護サービスの充実

疾病予防・介護予防・生活支援の推進

◆高齢者をはじめ、すべての町民がいつまでも心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

1．疾病予防・健康づくりの推進
2．介護予防の推進
3．在宅生活・介護支援の充実

生きがい対策と支えあいの体制づくり

◆高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、生きがい活動や交流活動に積極的に参加し、すべての町民が共に支えあう、豊かな福祉のまちづくりを進めます。

1．地域支援ネットワークづくり
2．高齢者の生きがい活動の促進
3．すべての人にやさしいまちづくりの推進

第２節　基本施策

１ 安心介護サービスの充実

介護保険サービスを受けている人の介護保険制度全般に対する評価は、平成22年度に実施した小山町高齢者実態調査（以下「アンケート」という。）によると、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人は84.8％（平成16年度では66.4％、平成19年度では83.6％）に達しています。

介護保険制度の浸透により、介護保険サービスを提供する体制が急速に整備されてきましたが、今後も、介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図るとともに、介護が必要になっても安心して暮らしていけるサービス基盤の充実を図ります。

事業体系

（１） 地域包括ケアの推進		
	１）地域支援事業の推進	
	２）包括的・継続的ケアマネジメントの強化	
	３）適切な要介護（要支援）認定の実施	
	４）サービスの質の確保・向上	① 情報提供・相談・苦情処理体制の強化 ② 給付の適正化
（２） 介護サービスの充実		
	１）介護給付居宅サービス	① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入居者生活介護 ⑪ 福祉用具貸与 ⑫ 特定福祉用具販売 ⑬ 住宅改修 ⑭ 居宅介護支援
	２）介護給付施設サービス	① 介護老人福祉施設 ② 介護老人保健施設 ③ 介護療養型医療施設
	３）地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 小規模多機能型居宅介護 ⑤ 認知症対応型共同生活介護 ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 ⑧ 複合型サービス

介護サービス・介護予防サービスの種類

	都道府県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	◎居宅サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売　○福祉用具貸与　○住宅改修 ◎居宅介護支援 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設	◎地域密着型サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模有料老人ホーム等） ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ○複合型サービス
予防給付サービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問介護 （ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所介護(デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○住宅改修	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ◎介護予防支援

地域密着型サービスの考え方

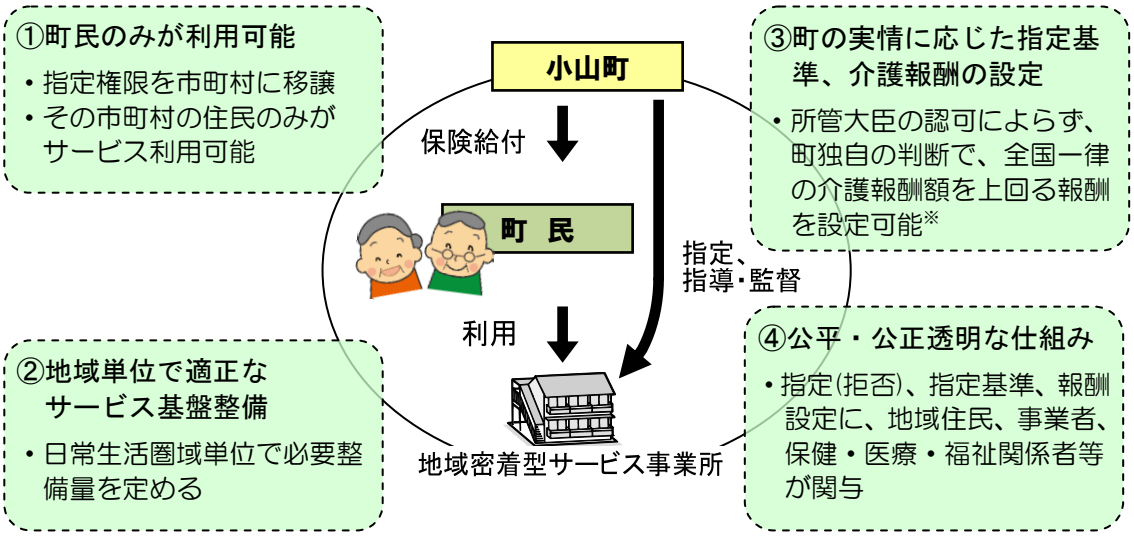

※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）による改正

2 疾病予防･介護予防･生活支援の推進

「健康寿命85歳」を目標に、町民の健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病などの疾病予防と、寝たきり・認知症などの介護予防の両方を、一次予防に重点を置きながら、一体的に推進していくことが重要です。特に、生活習慣病予防は、町民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることの必要性を自覚し、積極的な健康づくり活動を若年期から長期的に取り組むことが大切です。

アンケートでは、要支援・要介護者だけでなく、一般高齢者においても、自分や家族の健康についてが心配ごとの上位にあげられています。

高齢者をはじめ誰もが主体的に疾病予防や介護予防を推進するため、医療・保健・福祉・介護分野に加え、生涯学習などまちづくりのあらゆる機会において、まちぐるみで健康づくりに取り組みます。

そのために、若年期・壮年期の保健事業・健康づくり事業の強化と、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメント体制づくり、運動器の機能向上・口腔機能向上・栄養改善などによる生活不活発病※対策の推進、認知症予防や閉じこもり予防、うつ予防などを推進します。

※生活不活発病：筋肉や関節・心肺などの機能が、使わないことで衰え、要介護状態に陥りやすくなること。生活意欲低下や認知症など精神機能の低下にもつながることが指摘されている。

疾病予防と介護予防の連携の考え方

<table>
<tr><td rowspan="2">疾病
予防</td><td>一次予防
健康づくり</td><td>二次予防
疾病の早期発見
・早期治療</td><td colspan="2">三次予防
疾病の治療、重度化予防</td></tr>
<tr><td>健康な状態</td><td colspan="3">疾病を有する状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護
予防</td><td colspan="2">活動的な状態</td><td>虚弱な状態</td><td>要介護状態</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次予防
生活機能の維持・向上</td><td>二次予防
生活機能低下の
早期発見、早期対応</td><td>三次予防
要介護状態の
改善、重度化の予防</td></tr>
</table>

事業体系

（1） 疾病予防・健康づくりの推進		
	1）疾病予防の推進	① 健康手帳の交付 ② 健康診査・がん検診等 ③ 健康相談・健康教育 ④ 訪問指導 ⑤ 感染症予防
	2）健康づくりの推進	① 健康づくり情報の広報 ② 健康づくり活動の促進
（2） 介護予防の推進		
	1）二次予防事業 （ハイリスクアプローチ）	① 二次予防事業の対象者把握事業 ② 通所型介護予防事業 ③ 訪問型介護予防事業 ④ 二次予防事業評価事業
	2）一次予防事業 （ポピュレーションアプローチ）	① 介護予防普及啓発事業 ② 地域介護予防活動支援事業 ③ 一次予防事業評価事業
	3）介護保険予防給付	① 訪問サービス ② 通所サービス ③ 短期入所サービス ④ その他のサービス
（3） 在宅生活・介護支援の充実		
	1）生活支援サービスの充実	① ふれあい茶論 ② 軽度生活援助事業 ③ 緊急通報システムの整備 ④ 「食」の自立支援事業(配食サービス) ⑤ はり・灸・マッサージ治療費助成 ⑥ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス ⑦ 訪問理美容サービス ⑧ 無料入浴券・無料利用券の配布 ⑨ 二次予防事業対象者住宅改修費助成 ⑩ 安心支え合い体制づくり事業 ⑪ 成年後見人制度の申立て援助 ⑫ 介護利用者負担減免に係る助成 ⑬ 高齢者見守りネット
	2）家族介護への支援の充実	① 家族介護用品支給事業 ② 家族介護者ヘルパー受講支援事業 ③ ねたきり老人援護金 ④ 家族介護者交流事業
	3）施設福祉サービス	① 養護老人ホーム

３　生きがい対策と支え合いの体制づくり

アンケートによると、「今後やってみたいこと」の上位に「趣味の活動」や「働くこと」が上げられています。また、いわゆる「団塊の世代」が高齢期をむかえ、元気な高齢者が増加しています。高齢者がこれまでに培った豊かな経験や知識を活かし、社会の担い手として活躍していける場を積極的に確保・提供するとともに、高齢者が主体的に地域活動に参画し、地域社会を支える役割を担っていくことができる仕組みを創造していくことが必要です。

そこで、高齢者が就労や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動など、多様な場に社会参加できるまちづくりを推進します。

一方、高齢者の安全で快適な生活の確保は、高齢化が進み一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している本町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実や、地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者を地域で支えるためには、福祉教育やボランティアの育成が重要です。社会福祉協議会や学校、地域など様々な場で、意識の啓発や活動の促進、人材の育成に努め、支え合うまちづくりを推進していきます。

事業体系

（1） 地域支援ネットワークづくり		
	1）地域で支える体制づくり	①　各種サービスの周知と利用促進 ②　相談・調整の体制づくり ③　権利擁護の推進 ④　高齢者虐待の防止 ⑤　社会福祉協議会の充実促進 ⑥　地域ボランティアとの協働 ⑦　新聞・牛乳配達員による見守り活動の実施
	2）認知症高齢者への支援の強化	①　地域予防活動の推進 ②　介護環境の整備 ③　認知症高齢者見守り事業 ④　専門的な相談の活用促進 ⑤　介護マークの普及促進
（2） 高齢者の生きがい活動の促進		
	1）社会参加の促進	①　就労機会の拡大 ②　老人クラブ活動への支援 ③　各種敬老事業
	2）生きがいづくりの促進	①　世代間交流・地域間交流の促進 ②　生涯学習の充実 ③　民俗芸能・伝統文化の継承 ④　ニュースポーツの導入・検討 ⑤　スポーツイベントの開催
（3） すべての人にやさしいまちづくりの推進		
	1）福祉のこころの育成	①　学校等での福祉教育の充実 ②　地域での福祉教育の充実
	2）人にやさしい環境の整備	①　住宅環境の整備 ②　生活環境の整備 ③　安全対策の推進

第３節　日常圏域の設定

１　本町の日常生活圏域

「日常生活圏域」は、平成18年度の介護保険制度の改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域にあった各種サービス提供を可能とする体系を整備する単位として導入されました。日常生活圏域は、小学校区・中学校区・旧行政区等、町独自の考え方によってさまざまな設定方法があります。

本町では、人口・施設の立地・整備状況を踏まえて、サービスの提供体制を分散させないように、本町全域を１圏域と設定し、各種サービスの提供に努めていきます。

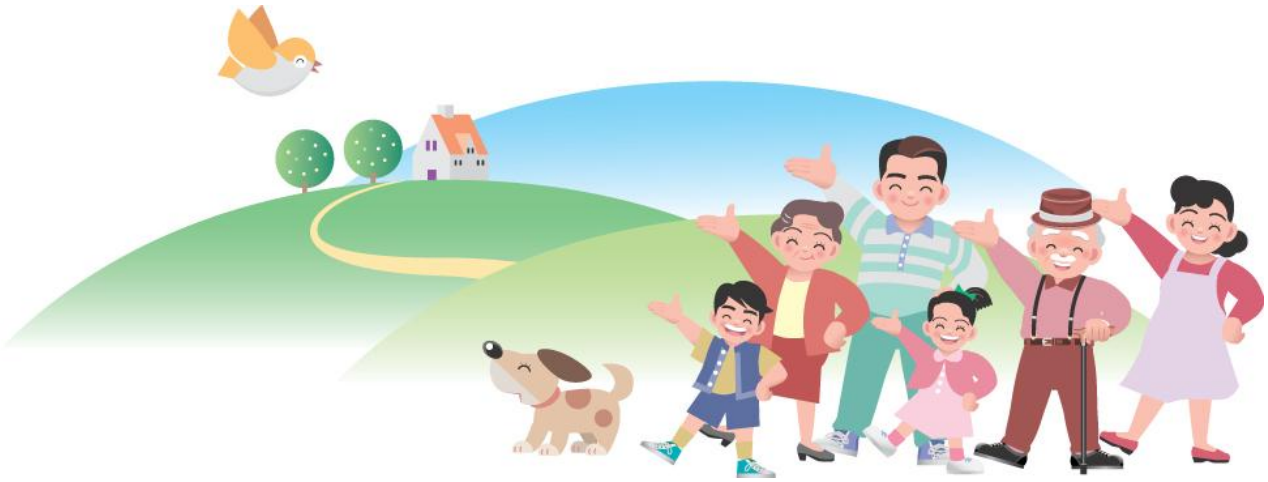

第２編　各　論

第１章　安心介護サービスの充実

第１節　地域包括ケアの推進

１　地域支援事業の推進

平成18年４月からの介護保険法改正に伴い創設された事業で、要支援・要介護になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から市町村が事業主体として実施します。（介護保険法第115条の38）

地域支援事業は、介護予防スクリーニングの実施、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者等を対象とする二次予防事業と全高齢者を対象とする一次予防事業からなる「介護予防事業」と、介護予防ケアマネジメント事業等の「包括的支援事業」、家族介護支援事業等の「任意事業」に加え、平成24年度介護保険制度改正により制度化された「介護予防・日常生活支援総合事業」の４事業に分類されます。

小山町では、介護予防事業として、毎年基本チェックリストによる二次予防事業対象者把握事業を実施しています。二次予防事業の対象者には、通所介護事業として運動教室、口腔教室、認知症予防教室を実施します。訪問型事業では低栄養指導・口腔機能清掃指導・閉じこもり予防指導を実施しています。

任意事業では、介護費用適正化事業として事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図るために集団指導や実地指導に取り組んでいます。その他に、地域自立生活支援事業、住宅改修事業を実施しています。

地域支援事業の構成

（１）介護予防事業

二次予防事業（旧特定高齢者施策）

《要支援･要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象》

○介護予防スクリーニング
○介護予防（通所型・訪問型）サービスの提供
など

一次予防事業（旧一般高齢者施策）

《全高齢者を対象》

○介護予防に関する情報の提供
○地域における自主的な介護予防活動の支援
など

（２）包括的支援事業

○介護予防ケアマネジメント業務
○総合相談支援業務
○虐待の防止･発見、権利擁護業務
○包括的･継続的ケアマネジメント支援業務

（３）任意事業

○介護給付費等適正化事業
○介護者の支援　など
○被保険者の地域における自立した生活の支援　など

（４）介護予防･日常生活支援総合事業

○要支援認定者や予防事業対象者に対し、高齢者の状態や意向に応じて、介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加を含めて総合的なサービスを実施する

※平成 24 年度改正に伴う新事業
※市町村の判断により実施

こうした「地域支援事業」の着実な推進を図り、予防重視型の施策展開により介護保険制度の安定化につなげていきます。そのために、「地域包括支援センター」において、きめ細かな包括的支援事業の展開を図るとともに、町を含む多様な主体により「介護予防事業」と「任意事業」の提供に努めます。

地域包括支援センターの概要

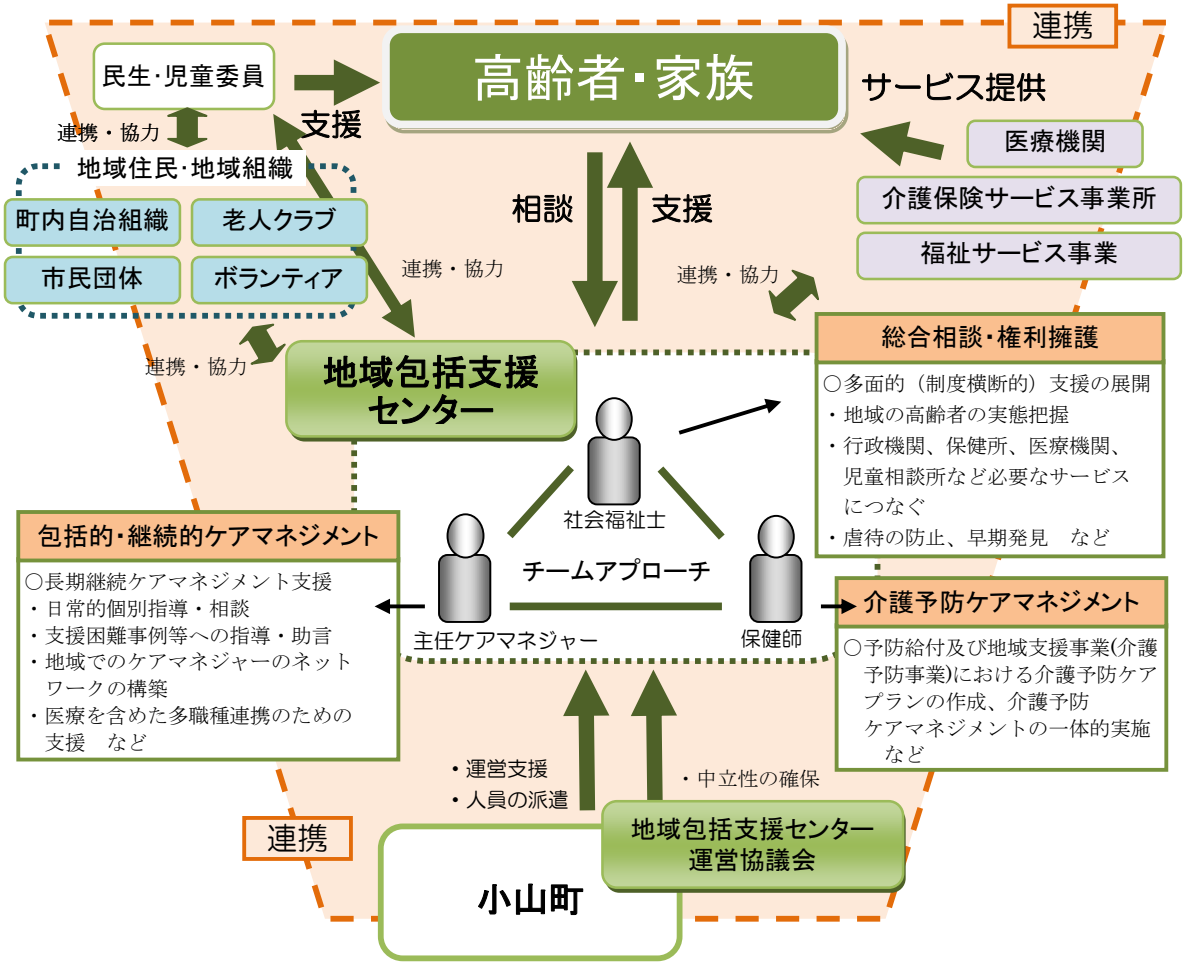

※地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支える機関です。

地域包括ケアの中核的機関と位置づけられ、複数の専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）がチームを組み、高齢者やその家族の総合的な支援を行っています。

「介護支援専門員連絡協議会」や「介護サービス事業者意見交換会」、「地域包括支援センター運営協議会」などにより、介護従事者同士の積極的な情報交換・共有、地域住民との連携の強化の促進に努めています。

また、その中立性・公平性を確保するため、サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者の代表などで構成される「地域包括支援センター運営協議会」において、運営内容に関して定期的に評価を行っています。

２　包括的･継続的ケアマネジメントの強化

地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とし、様々な社会資源との連携や協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築を行います。特に、支援困難事例などに対し、適切なケアマネジメントが行われるよう、地域包括支援センターが中心となって、医療機関、サービス提供事業所などの関係機関との連携により対応を強化します。

また、ケアマネジャーの技術・能力の向上を図るため、研修を実施します。

３　適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により介護認定審査会で審査・判定します。

調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めていきます。

４　サービスの質の確保･向上

（１）情報提供・相談・苦情処理体制の強化

サービスの質の確保・向上と、利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、介護事業所の第三者評価・サービス情報公表の実施を促進します。

また、町民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険制度における認定からサービス内容に関することまで、介護相談員や各種関係機関の協力を得ながら、相談・苦情処理体制の強化に努めます。

（２）給付の適正化

事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求などを抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付等費用適正化事業」などを活用しながら、給付内容の審査に努めます。

第２節　介護サービスの充実

１　介護給付居宅サービス

（１）訪問介護

訪問介護は、月平均利用者数が平成12年度から平成22年度にかけて約２倍に増加するなど、居宅介護の主要なサービスとして堅調に利用が拡大してきましたが、平成23年度はさらに月平均利用者数が伸びています。

月平均利用者数の推移と見込み

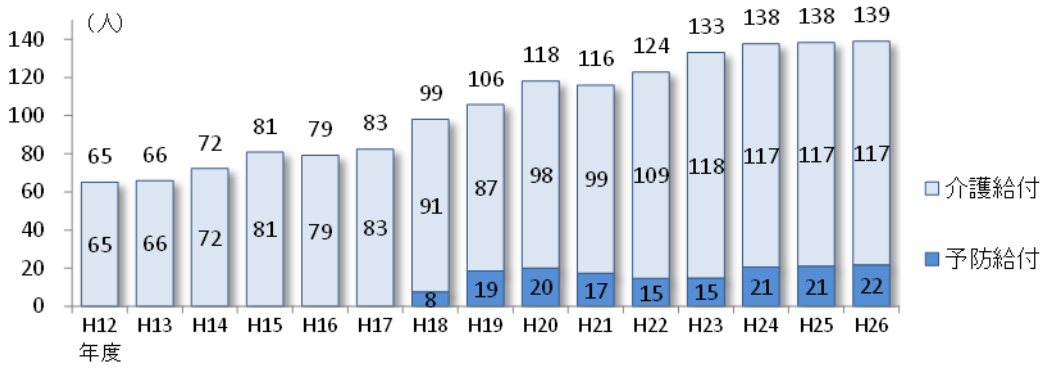

※平成 12～23 年度は実績（国保連合会給付実績情報）、平成 24～26 年度は見込み。以下同じ。

（２）訪問入浴介護

訪問入浴介護は、月平均利用者数が平成15年度で一時減少しますが、その後増加し、平成20年度をピークに再度減少しています。施設・居宅系のサービス、通所介護、短期入所など他のサービスへの移行が要因であることがうかがえます。

月平均利用者数の推移と見込み

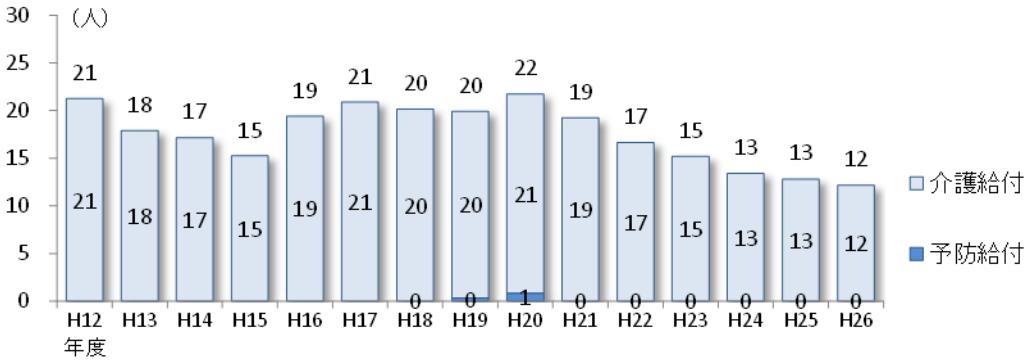

（３）訪問看護

訪問看護は、月平均利用者数が平成12年度から平成21年度にかけて約1.5倍に増加しました。訪問入浴と同様に中重度者を支えるサービスですが、施設・居宅系のサービス、通所介護、短期入所など他のサービスへの移行が要因となり、平成22年度以降減少しています。

月平均利用者数の推移と見込み

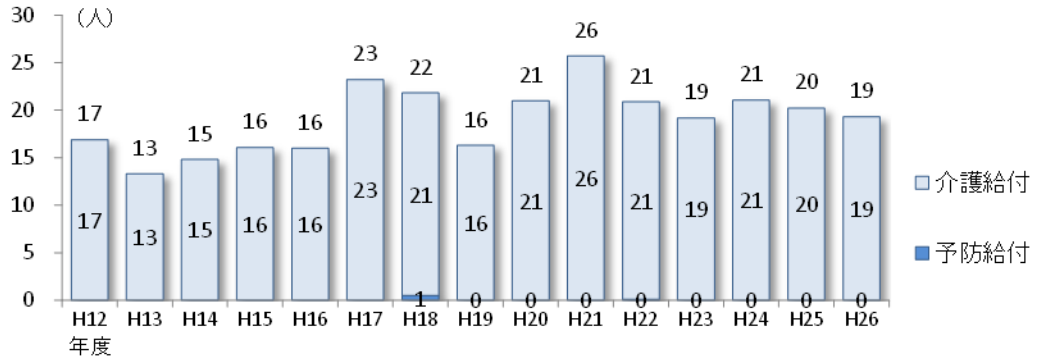

（４）訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、平成17～18年度にかけて、提供体制が脆弱化しましたが、平成19年度以降、再び提供体制が整備されたことにより、直近では、月平均利用者数は５人となっています。運動機能や日常生活活動の維持・向上を図るなど、介護度の進行を予防する意味でも必要なサービスのため、利用者のニーズに対応できるサービス量の確保に努めます。

月平均利用者数の推移と見込み

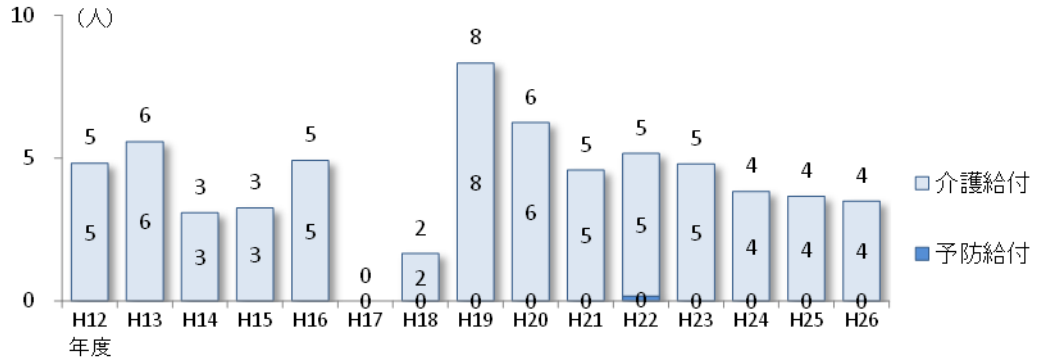

（5）居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは、通院できない要介護者に対し、病院、診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師が訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

平成21年度以降の月平均利用者数は10人前後で推移しています。居宅での医学的なケアが必要な場面が少なからず考えられるため、訪問リハビリテーション同様、地域ケアの推進のために重要なサービスであり、供給体制の充実を図っていくことが求められます。

月平均利用者数の推移と見込み

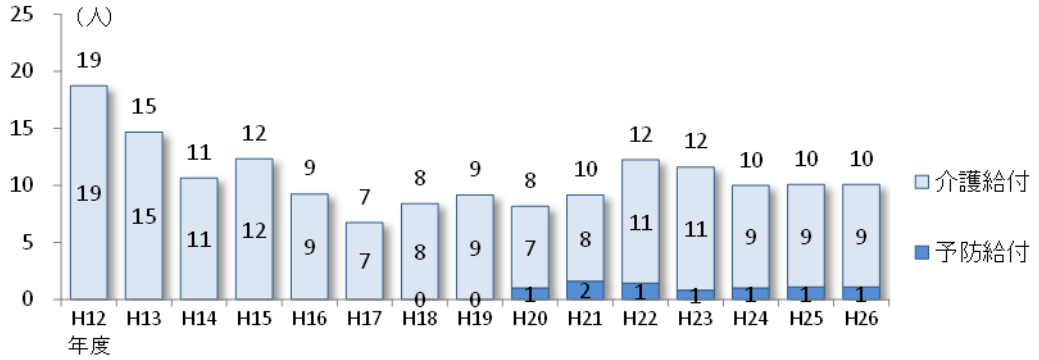

（6）通所介護

通所介護は、介護老人福祉施設やデイサービスセンターなどで入浴や食事等の介護、機能訓練を行う日帰りのサービスです。月平均利用者数は平成12年度の65人から平成23年度には207人と約3.2倍に増加しています。

月平均利用者数の推移と見込み

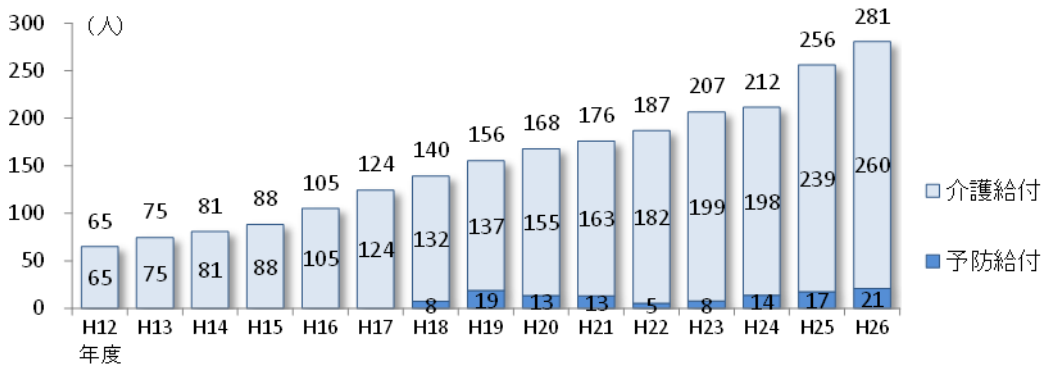

（７）通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療機関に通い、機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法や作業療法等のリハビリテーションを利用することができるサービスです。

月平均利用者数は平成12年度の26人から平成16年をピークに68人と約2.6倍に増加し、平成２０年度以降は50人台で推移しています。

平成26年度中に町内に新たな事業所の開設を計画しています。

月平均利用者数の推移と見込み

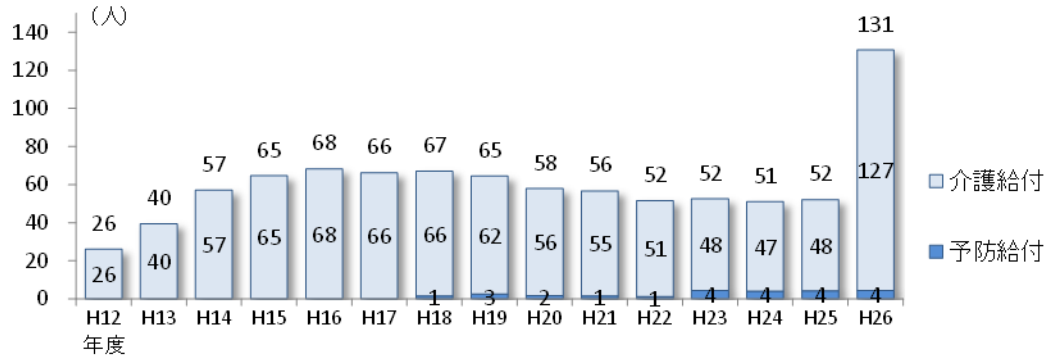

（８）短期入所生活介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等が実施する短期入所サービスで、訪問介護、通所介護等とともに、中重度者の在宅介護の根幹的なサービスです。今後も要介護者数の増加に対応した提供体制の拡充に努めます。

月平均利用者数が平成12年度の14人から平成22年度には69人と約５倍に増加しています。

平成24年度中に、御殿場市の介護老人福祉施設でサービス提供が開始されることから、今後、利用が伸びていく見込みです。

月平均利用者数の推移と見込み

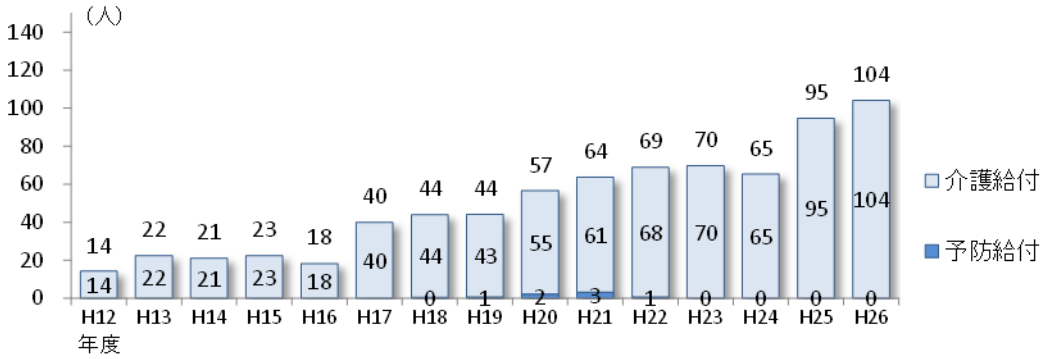

（9）短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や医療機関が実施する短期入所サービスで、中重度者の在宅介護の根幹的なサービスです。

月平均利用者数は平成16年度の20人をピークに減少していますが、今後も要介護者数の増加に対応した提供体制の拡充に努めます。

平成26年度中に町内に新たな事業所の開設を計画しています。

月平均利用者数の推移と見込み

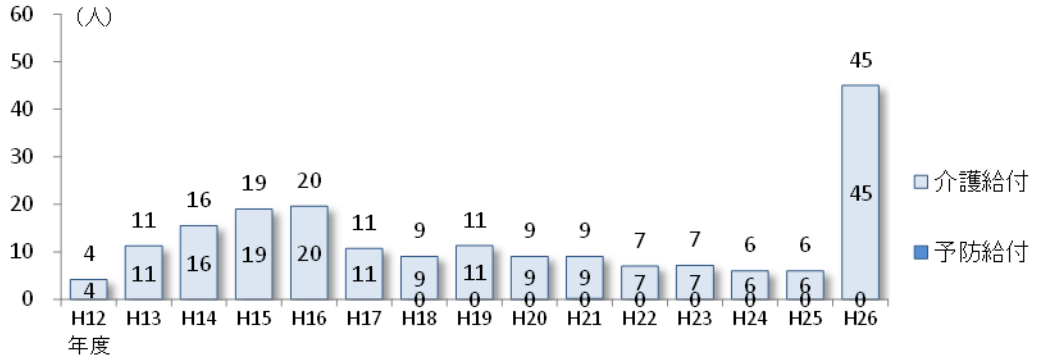

（10）特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス、介護付き高齢者住宅などにおいて、日常生活の世話や介護を行うサービスです。

介護保険制度発足当初は町内には該当事業所はありませんでしたが、御殿場市内のサービス利用がありました。平成23年度の月平均利用者数は17人となっています。

平成24年度には御殿場市に1事業所、平成26年度には町内に1事業所の開設予定があります。要介護者の多様な住まいを確保するために必要なサービスであり、今後も利用者のニーズに対応した提供体制の整備につとめます。

月平均利用者数の推移と見込み

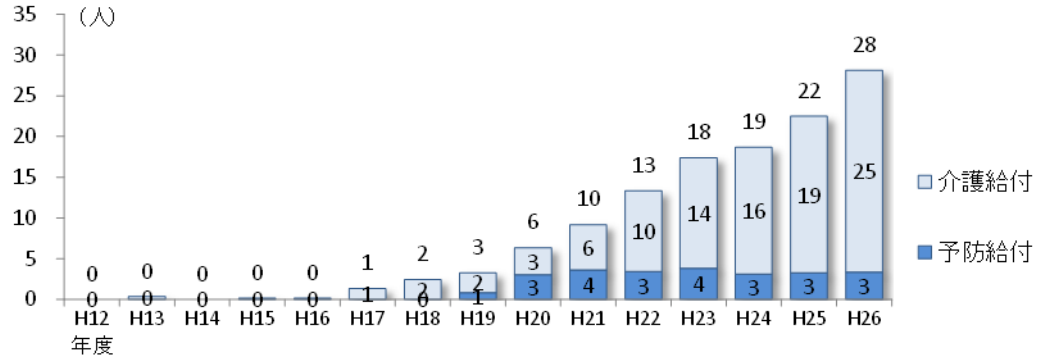

（11）福祉用具貸与

福祉用具貸与は、月平均利用者数が平成12年度から平成17年度にかけ増加していましたが、介護保険制度改正により、平成18年度から、要支援１・２と要介護１の方については、「疾病等の原因により、状態像が変動しやすい方」など一部の方を除き、利用が制限されたことにより、利用が一時落ち込みましたが近年は再び増加傾向となっています。

近年は緩やかながらも堅調に伸びてきていることから、今後も事業者と連携のもと、利用者のニーズに対応したサービスを適正に利用できるよう努めます。

月平均利用者数の推移と見込み

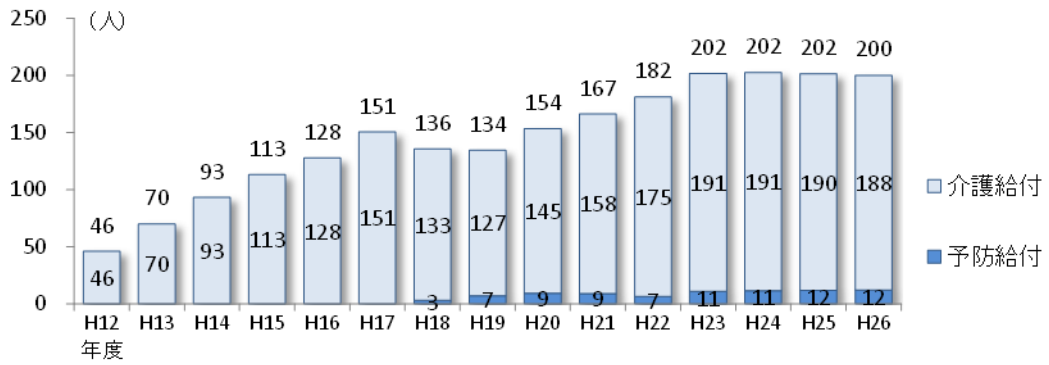

利用件数および費用の推移

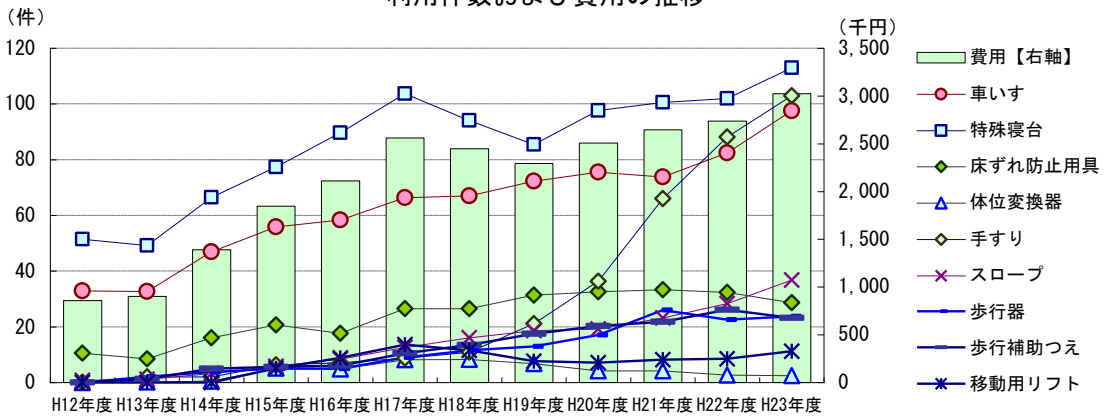

〔参考〕品目別の月平均貸与件数（介護給付＋予防給付）　（件）

	車いす	車いす付属品	特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト
平成12年度	33	0	51	46	11	0	0	1	0	0	0	0
平成16年度	58	7	90	182	18	5	7	8	5	6	0	9
平成19年度	72	30	86	213	31	7	21	19	13	18	1	8
平成22年度	82	40	102	286	32	3	88	28	23	26	1	9

（12）特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するサービスです。

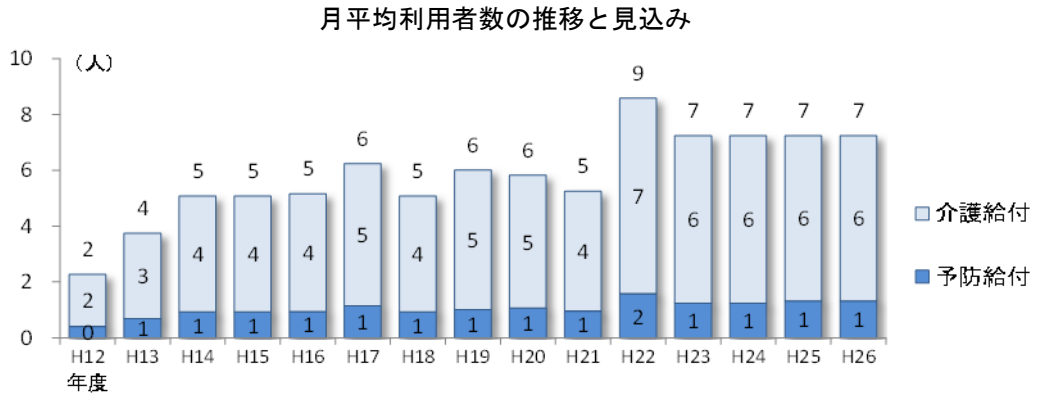

（13）住宅改修

住宅改修は、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅改修に必要な費用の一部を支給する制度です。

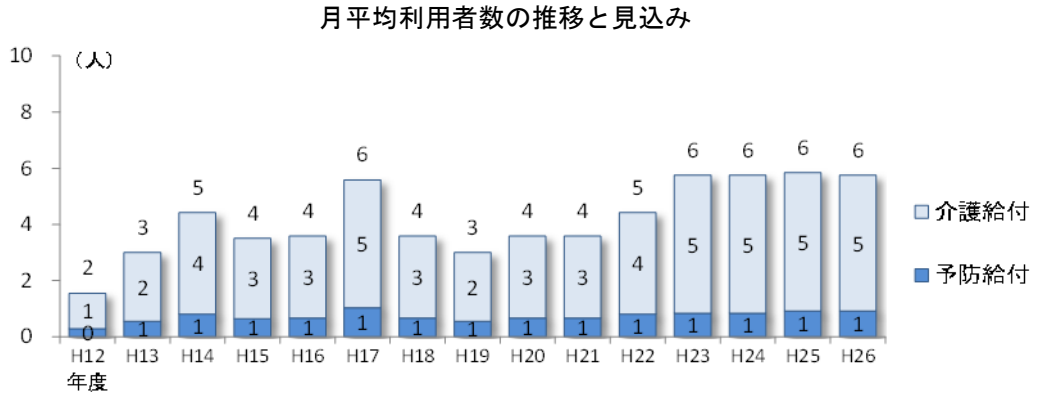

（14）居宅介護支援

居宅介護支援は、在宅の要介護認定者が必要な介護保険サービスを適切に利用できるよう、要介護認定の結果に基づいて利用するサービスの種類や内容を定めた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また介護サービス事業者との連絡・調整を行います。

月平均利用者数は平成12年度の168人から平成23年度には380人と約2.3倍に増加しています。今後も適切な介護サービス計画作成のために指導・支援に努めます。

居宅介護支援・介護予防支援の月平均利用者数の推移と見込み

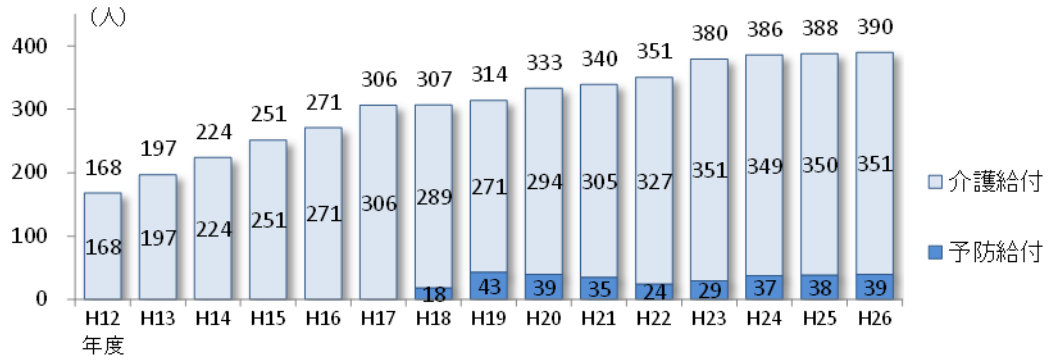

2 介護給付施設サービス

（1）介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護・看護・居住・見守りの機能を合わせもつ、重度要介護者や低所得要介護者等のための施設です。月平均利用者数は平成12年度の48人から、平成18年に御殿場市に１施設開設されたことにより、平成18年度以降は70人前後で推移しています。平成24年度には御殿場市内に新たに１施設の開所予定があります。

月平均利用者数の推移と見込み

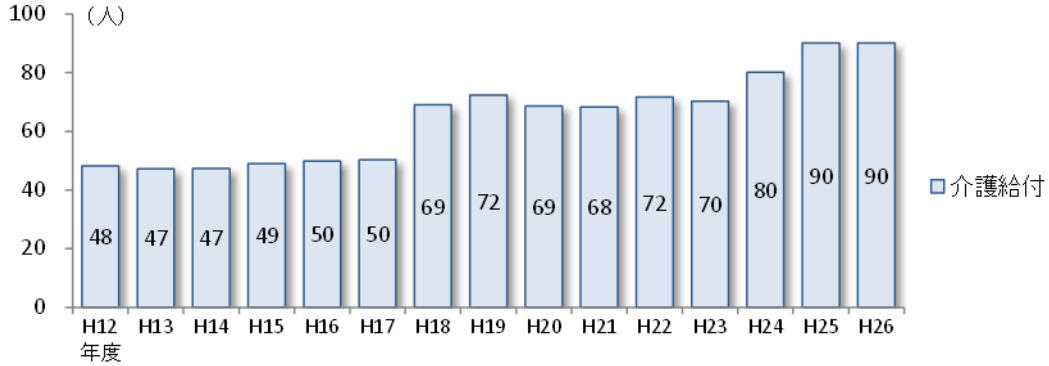

（２）介護老人保健施設

介護老人保健施設は、介護・看護・居住・見守りの機能をあわせもつ、入院後、病状が安定している要介護者がリハビリテーション等を行いながら在宅復帰をめざす入所施設です。月平均利用者数は、平成12年度の42人から平成16年度の59人をピークに、その後、約50人前後で推移しています。

平成26年度中に、町内に新たな老人保健施設の開所を計画しています。

月平均利用者数の推移と見込み

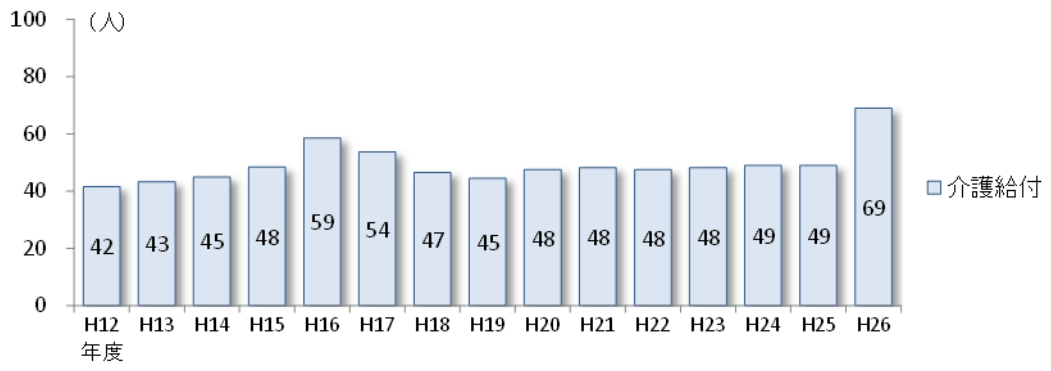

（３）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設（介護保険適用の療養病床）の月平均利用者数は、平成16年度の58人をピークに、その後50人台で推移しています。

月平均利用者数の推移と見込み

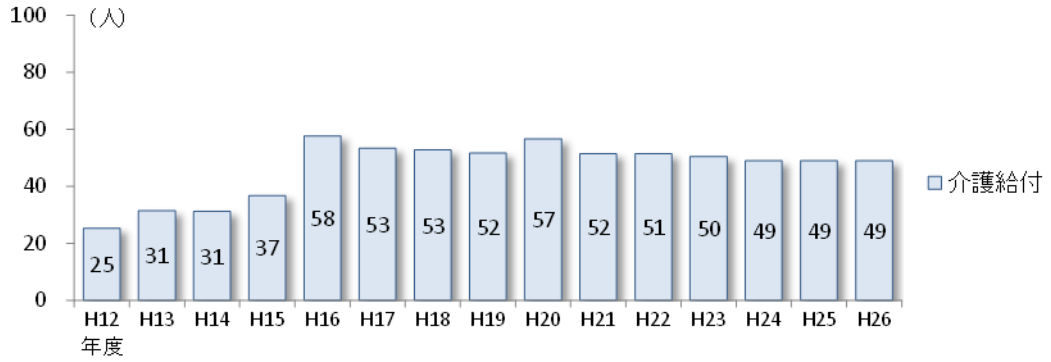

３ 地域密着型サービス

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度から新たに創設されたサービスで、重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

本町では、第５期においては利用を見込まないものとしますが、全国的な普及の動向、利用者のニーズ等をみながら、平成27年度以降における将来的な事業展開を誘導していきます。

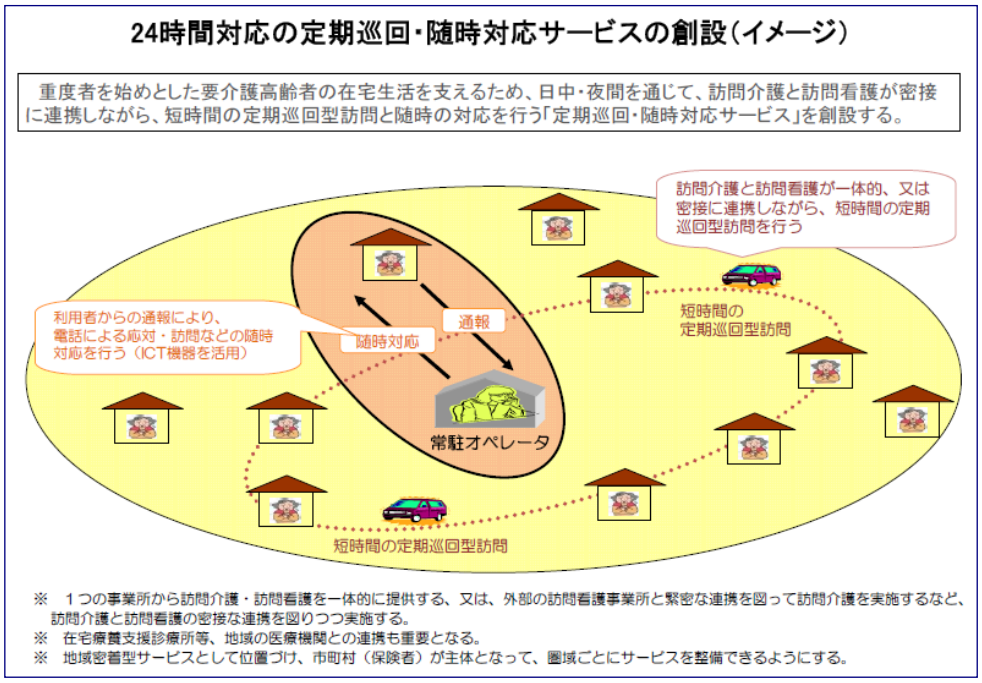

出典：厚生労働省資料

（２）夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、定期的な巡回訪問介護とともに、緊急時に通報することにより、24時間、訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護３以上の要介護者が対象となります。

人口規模20～30万人の都市部での利用を想定して平成18年度改正により創設された地域密着型サービスで、平成23年２月の全国の給付件数は約6,100件とわずかであり、本町においては平成24～26年度は利用を見込まないものとしますが、全国的な普及の動向をみながら、平成27年度以降における将来的な事業展開を誘導していきます。

夜間対応型訪問介護のイメージ

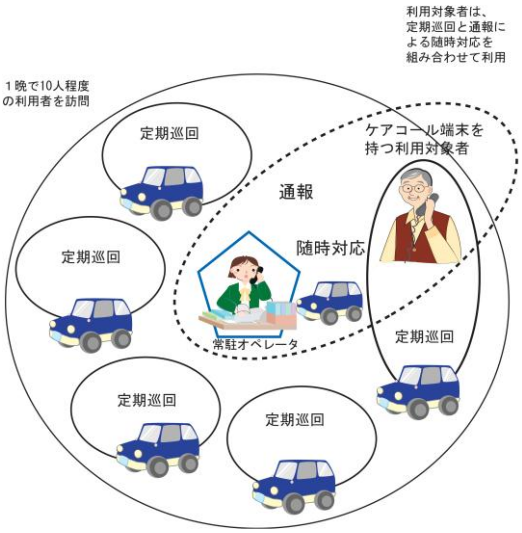

出典：厚生労働省資料

（３）認知症対応型通所介護

介護保険制度改正により、平成18年度から導入された地域密着型サービスの認知症対応型通所介護は、認知機能が低下し日常生活に支障が生じている要介護者及び要支援者に対して、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を提供するサービスです。

御殿場市内のサービス利用が平成18年度以降始まり、町内では平成23年度開所の１事業所において利用が始まり、平成23年度の月平均利用者数は７人となっています。

月平均利用者数の推移と見込み

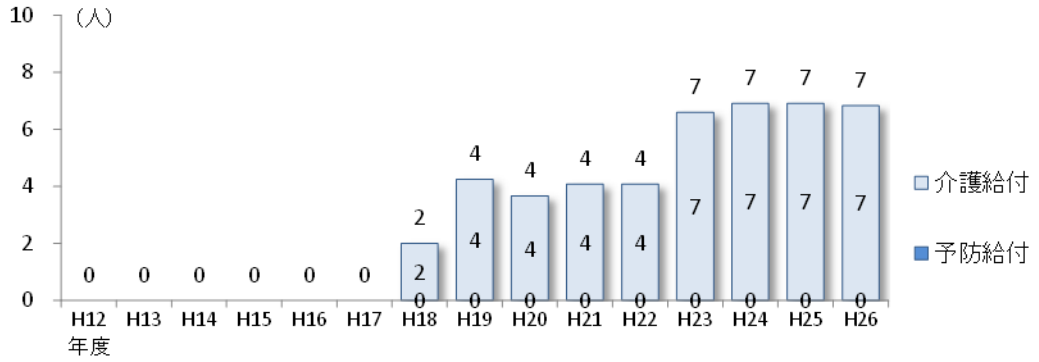

（４）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

静岡県が推進する「ふじのくに型サービス」のひとつとして、平成23年には小規模多機能型居宅介護事業所などによる障がい者や子どもの受け入れが開始されています。

現在、町外事業者を利用のみですが、本町においては平成26年度に１事業所の設置を計画しています。

月平均利用者数の推移と見込み

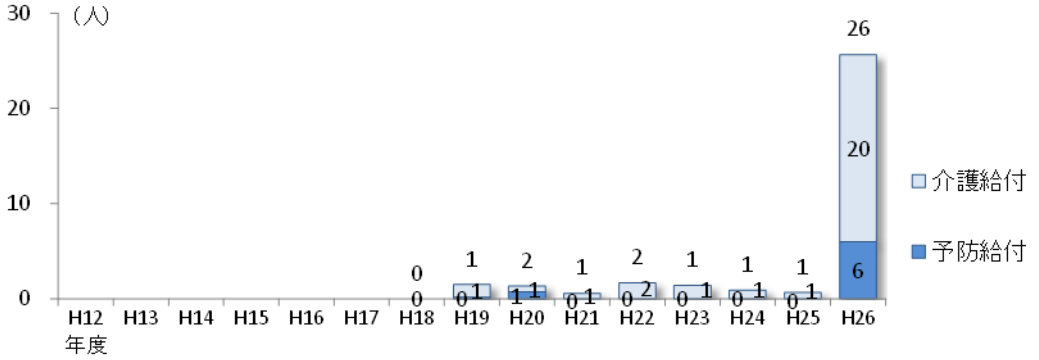

小規模多機能型居宅介護の内容

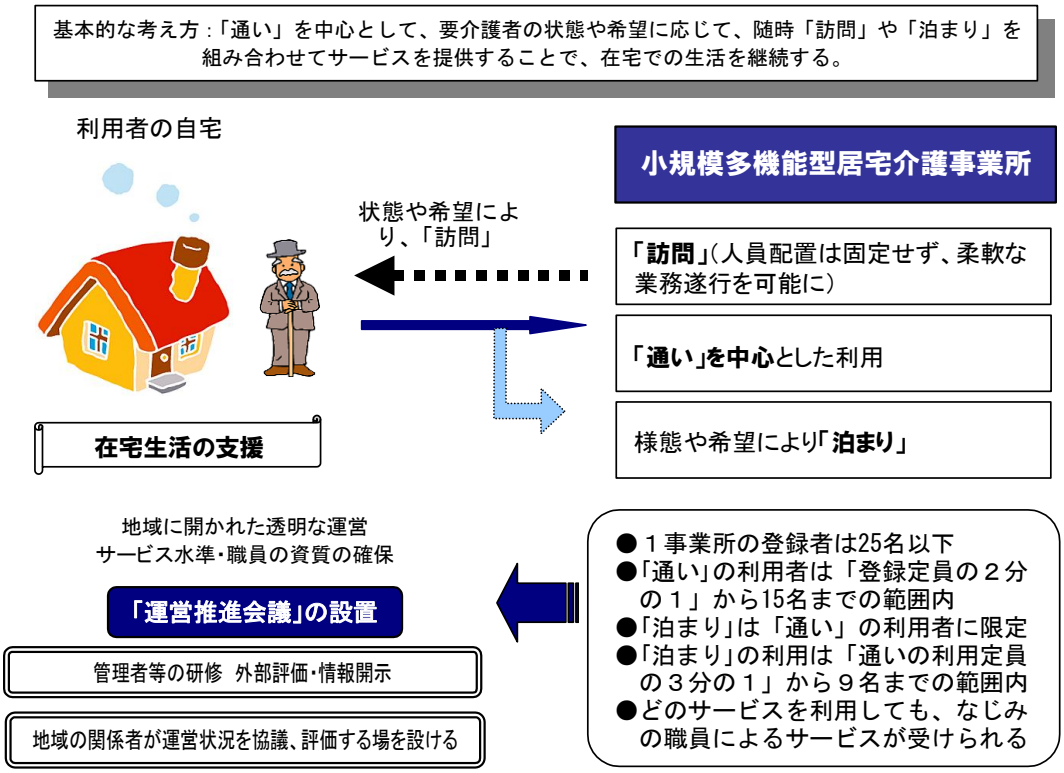

出典：厚生労働省資料

（５）認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受けるものです。

町内にはグループホームはありませんが、御殿場市内の施設などに、平成13年度以降利用が始まり平成21年度以降の月平均利用者数は20人を超えています。

本町では平成26年度に１事業所の設置を計画しています。

月平均利用者数の推移と見込み

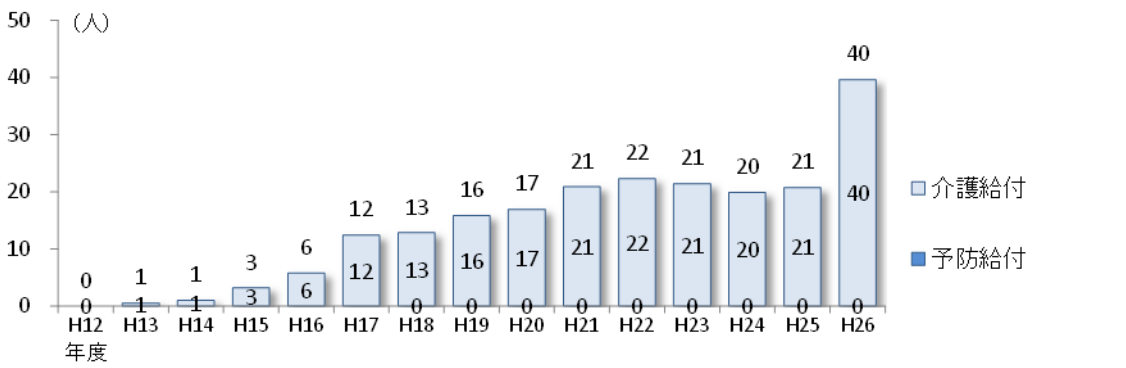

（６）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。現在、町内には該当施設はありません。今後は全国的な普及の動向、利用者のニーズ等をみながら、平成27年度以降における将来的な事業展開を誘導していきます。

（７）地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の介護老人福祉施設です。平成23年度に１か所整備されて利用が始まりました。

月平均利用者数の推移と見込み

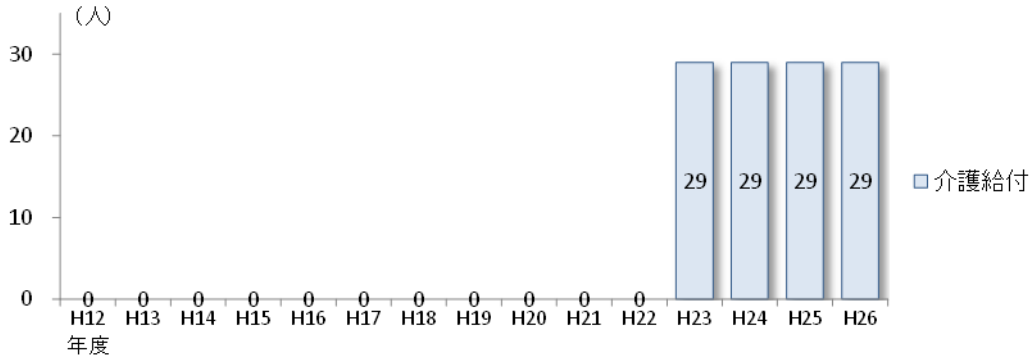

（８）複合型サービス

平成24年度から新たに創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供します。

本町においては、第５期においては利用を見込まないものとしますが、全国的な普及の動向、利用者のニーズ等をみながら、平成27年度以降における将来的な事業展開を誘導していきます。

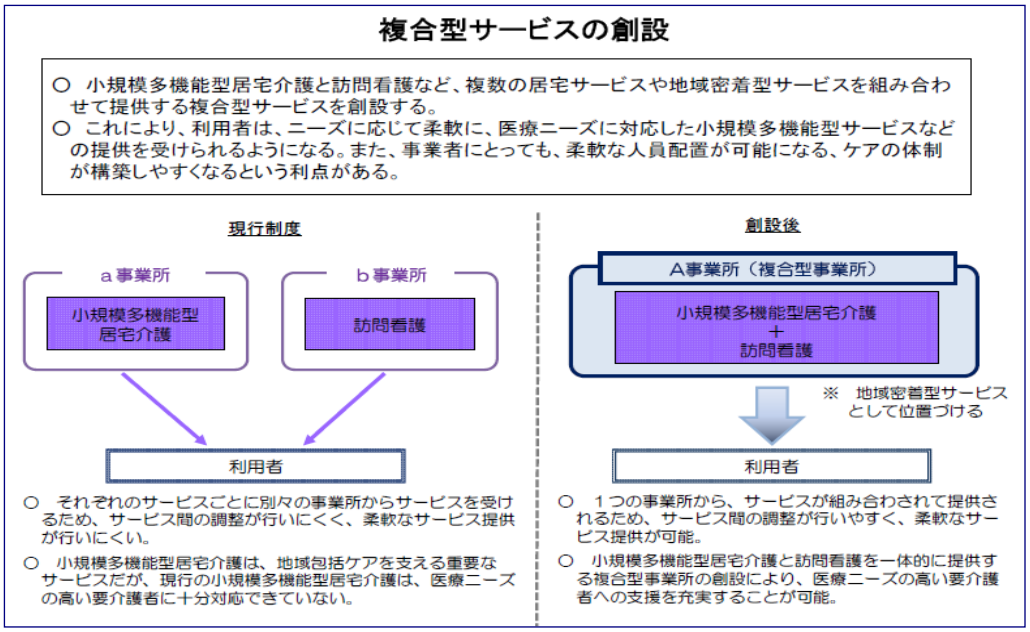

出典：厚生労働省資料

第２章　疾病予防・介護予防・生活支援の推進

第１節　疾病予防・健康づくりの推進

昭和58年からの老人保健事業により、「健康な65歳」を目標として、生活習慣病予防中心の取り組みを実施してきました。平成18年４月からの介護保険制度の見直しにより、その考え方に加え、「活動的な85歳」を目指す介護予防重視の考え方が導入され、さらに平成20年４月からは、メタボリック・シンドローム対策に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導が導入されました。

こうした法制度の歴史的経過や、住民一人ひとりの心身の状況、生活習慣、さらには本町住民の疾病傾向などを踏まえた健康増進施策の推進が重要です。

現在、小山町では、「第2次小山町保健計画・きらら21」に基づき、「自分の力に地域の力を合わせ、自分たちの健康は自分でつくる」という考え方を基本に、「町民みんなが主役の健康づくり」「健康寿命を伸ばす町づくり」「地域全体で支える健康づくり」をスローガンに、一次予防に重点をおいた生涯を通じての健康づくりを推進しています。

また、総合的な保健事業を推進するため、平成19年６月より、町住民福祉部内に「小山町保健事業等推進プロジェクト」を設置して、国保年金スタッフ、健康スタッフ及び介護保険・高齢者スタッフが連携して、それぞれの立場から住民の健康づくりと医療費の適正化に有効な保健事業の推進に取り組み、介護予防においても成果が出始めています。

今後も、こうした事業の評価・見直しを行いながら、保健・医療・福祉をはじめ地域における関係機関の連携をさらに強化し事業の展開を推進します。

１　疾病予防の推進

（１）健康手帳の交付

特定健診および各種がん検診等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けるために、がん検診や健康相談時に健康手帳を交付しています。

今後も、自分の健康は自分で守るために、多くの町民が活用できるよう、内容の充実を図り、活用方法を広く周知し、交付します。

（２）健康診査・がん検診等

後期高齢者と40～74歳の国民健康保険被保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の対象者・予備群の抽出に重点を置いた特定健康診査を実施するとともに、健康増進法に基づき、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診、肝炎ウィルス検診、歯周疾患健診の充実と受診率の向上対策により、がんなどの疾病の予防・早期発見・早期治療をめざします。

特定健康診査・がん検診等は、その必要性や内容についての啓発の強化に努めるとともに、医療機関等の協力を得ながら、組み合わせ検診の実施や、受診しやすい環境づくりを図ります。

特定健康診査・がん検診等の対象

項　目	主な対象者
特定健康診査	40～74 歳の国保被保険者
後期高齢者医療健康診査	75 歳以上
結核検診	65 歳以上
胃がん検診	35 歳以上
大腸がん検診	40 歳以上
子宮がん検診	20 歳以上女性
乳がん検診（視健診のみ）	30 歳以上女性、40 歳以上女性（奇数年齢）
乳がん健診（マンモグラフィ併用）	40 歳以上女性（偶数年齢）
肺がん検診	30 歳以上
前立腺がん検診	50 歳以上男性
骨粗しょう症検診	40～70 歳女性の５歳ごとに節目検診
肝炎ウィルス検診	40 歳
歯科健診・歯周疾患検診	40～70 歳の 10 歳ごとに節目健診

（３）健康相談・健康教育

健康増進法に基づく健康相談として、心身の健康に関する住民の一人ひとりの様々な相談に応じ、随時保健師・栄養士等が相談を受け、必要な指導及び助言を行っています。また、24時間無料電話健康相談を行うことで、24時間いつでも医師・保健師等の専門職の相談を受けることができ、家庭における健康管理の支援を推進していきます。

健康教育では、各地区や団体からの要望を受け、ニーズに合った講師を派遣し、健康づくりの普及啓発を図ります。また、気軽に参加できるウォーキング教室を開催し運動の定着化を図るとともに、ボランティアの人材育成と組織活動を支援していきます。

特定健康診査や後期高齢者の健康診査の受診率向上のための啓発に努めるとともに、健診事後相談の参加率向上と生活習慣の改善支援に努めていきます。

（４）訪問指導

各種健康診査の結果、生活習慣病の要注意者や疾病の重症化が予測される方とその家族を、保健師・栄養士が訪問し健康管理に必要な助言指導を行います。

また、母子保健や精神保健等他分野の訪問指導時にも高齢者のいる世帯では、家族単位で健康支援を行うよう努めていきます。

（５）感染症予防

毎年流行するインフルエンザや日本人の死亡順位の４位である肺炎による死亡者をできる限り減らし、重症化を防ぎ入院者数を減らすことにより医療費抑制を目指します。

そのため、インフルエンザ予防接種は、満65歳以上の方を対象に、肺炎球菌予防接種は、満70歳以上の方を対象に予防接種料金の一部を助成し、感染症予防対策を推進し、高齢者の健康保持に努めていきます。

２ 健康づくりの推進

（１）健康づくり情報の広報

健康に対する意識啓発として、月2回発行される「広報おやま」の中で、健康に関する情報を提供していきます。

また、健康づくりのため、町民と行政のパイプ役となっている保健委員協議会の活動を支援し、公民館単位のけんこう集会の開催や毎年１回の「保健委員だより」の発行をとおして町民による町民への健康情報の発信を推進していくとともに、町民の声を聴き、支援に反映するよう努めます。

（２）健康づくり活動の促進

健康づくりを目的に、運動を継続する自主グループの立ち上げや活動を支援しています。

また、子どもから高齢者までが一緒に参加できるパークゴルフ大会・ゲートボール大会やその他のニュースポーツ行事、地域の祭事等の行事を通じて生活不活発病の予防と地域の活性化を連動して推進するよう努めます。

今後も地域の人、もの、サービス、絆といった様々な社会資源を活用した健康づくり活動を推進していきます。

（３）おやま健康フェスタの開催

健康づくりの体験や各種健康度測定をとおして、運動習慣の定着や健康増進の意識向上を図り、「金太郎のような元気な町」を目指して開催していきます。

第２節　介護予防の推進

１　二次予防事業（ハイリスクアプローチ）

介護予防事業の対象となる二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になる可能性の高齢者）に対する事業として、通所又は訪問により、要支援状態となることの予防、要介護状態の軽減及び悪化等の防止を図るための事業です。

介護予防事業 二次予防事業施策の流れ

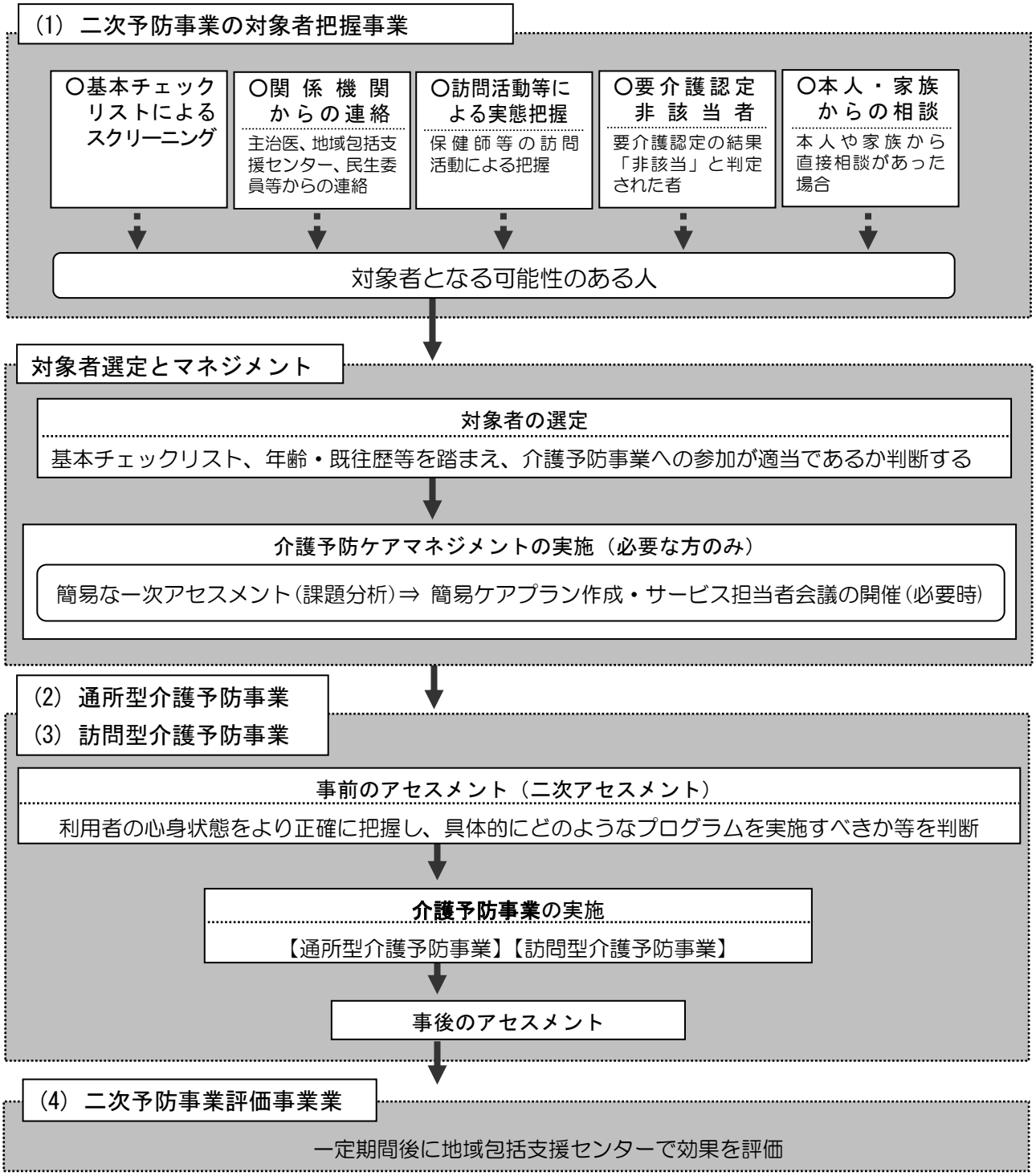

（１）二次予防事業の対象者把握事業

二次予防事業の対象者把握のため、要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者の実態を把握する事業です。

地域包括支援センターが中心となり、介護予防のための生活機能に関する状態の把握・評価を関係課及び機関と連携して実施します。

（２）通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者に対し、「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」「認知症予防」の３つの通所型介護予防事業を推進します。

①運動器の機能向上（転ばぬ先の杖教室）

一人ひとりの心身の状況に応じたストレッチや、簡易な器具を用いた運動や筋力トレーニングを実施し、転倒骨折の予防や加齢に伴う運動器の機能低下の予防、機能向上などを図ります。

②口腔機能向上（にこにこ元気教室）

歯科衛生士などによる咀嚼（そしゃく）や嚥下（えんげ）機能の回復、口腔衛生の維持などに関する講義と実技指導を行い、栄養状態の改善や疾病の予防を目指します。

③認知症予防

認知症ケア専門士や健康運動指導士などによる脳を活性化させる体操や軽運動を行い、認知症の予防を図ります。

（３）訪問型介護予防事業

訪問型介護予防事業は、二次予防事業の対象者で通所困難な方を対象に、保健師、栄養士等が家庭訪問し、低栄養指導、口腔機能清掃指導・閉じこもり予防のための指導や相談を行います。

（４）二次予防事業評価事業

地域包括支援センターにおいて、二次予防事業の対象者一人ひとりに、それぞれの心身の状況に応じた個別の介護予防プランを作成し、事業の実施後に効果測定を行い、状態の改善につなげるよう努めます。

一人ひとりの介護予防効果を通じて、町全体で、介護保険の要介護（要支援）者の増加を抑制し、抑制効果を検証していきます。

２　一次予防事業（ポピュレーションアプローチ）

一般高齢者への介護予防事業として、介護予防普及啓発事業により、介護予防に関する教育・相談事業の推進に努めるとともに、地域介護予防活動支援事業により、介護予防活動をサポートするボランティアの人材育成や、自主的な地域介護予防活動を展開する組織の育成に努めます。

（１）介護予防普及啓発事業

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。

①　講演会・健康教室の開催

高齢による衰弱、転倒等による骨折及び加齢に伴って起こる生活機能の低下を防ぐため、元気な高齢者に対して、介護予防の知識の普及・啓発をしていきます。

（２）地域介護予防活動支援事業

①　ボランティア等人材育成研修

地域ぐるみで介護予防活動をしていくためには、身近なところでサポートをしてくれるボランティアの存在が不可欠です。地域で介護予防の一端を担うボランティア等を育成していきます。

②　地域活動組織の育成・支援

介護予防のために自主的に集まり、活動をしている組織の育成と活動の支援をしていきます。

（３）一次予防事業評価事業

本計画に定める目標値の達成状況の検証を通じて、事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

３ 介護保険予防給付

要介護認定において要支援１・２と認定された方を対象に、「現在の身体状態がそれ以上悪化することを防ぎ、改善を図る」ことを目的として、予防給付による介護予防サービスを提供します。

なお、各サービスの第5期計画の見込み量は、「第1章第2節介護サービスの充実」の介護給付サービスの項に記載しています。

（１）訪問サービス

①介護予防訪問介護

介護予防に主眼を置いた予防給付は、利用者が通所系サービスを通じて生活機能の改善を図っていくなかで、直ちに家事等の「生活行為」を利用者が居宅で行うことは困難と考えられます。そのため、介護予防訪問介護の提供により、徐々に利用者の「できる生活行為」を増やしていき、在宅生活のなかでそうした生活行為が定着していくことを支援します。

②その他の訪問サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導は、生活機能の向上を図るなかで、利用者が有するニーズに限定的に対応する必要がある場合に、サービスが行われます。

（２）通所サービス

介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションは、「一定期間、要介護者等を預かることにともない必然的に発生する日常生活上の支援」に加えて、個々の利用者の介護予防プランで課題とされる「生活行為」の改善を目的とした「生活行為向上支援」を付加した予防給付です。

また、外出によって閉じこもりを防止し、社会的孤立感を解消し、心身機能の維持・向上を図るとともに、サービスの利用中は家族も介護から解放されるため、介護する側の身体的・精神的な負担を軽減するという役割もあります。

「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」における生活行為向上支援

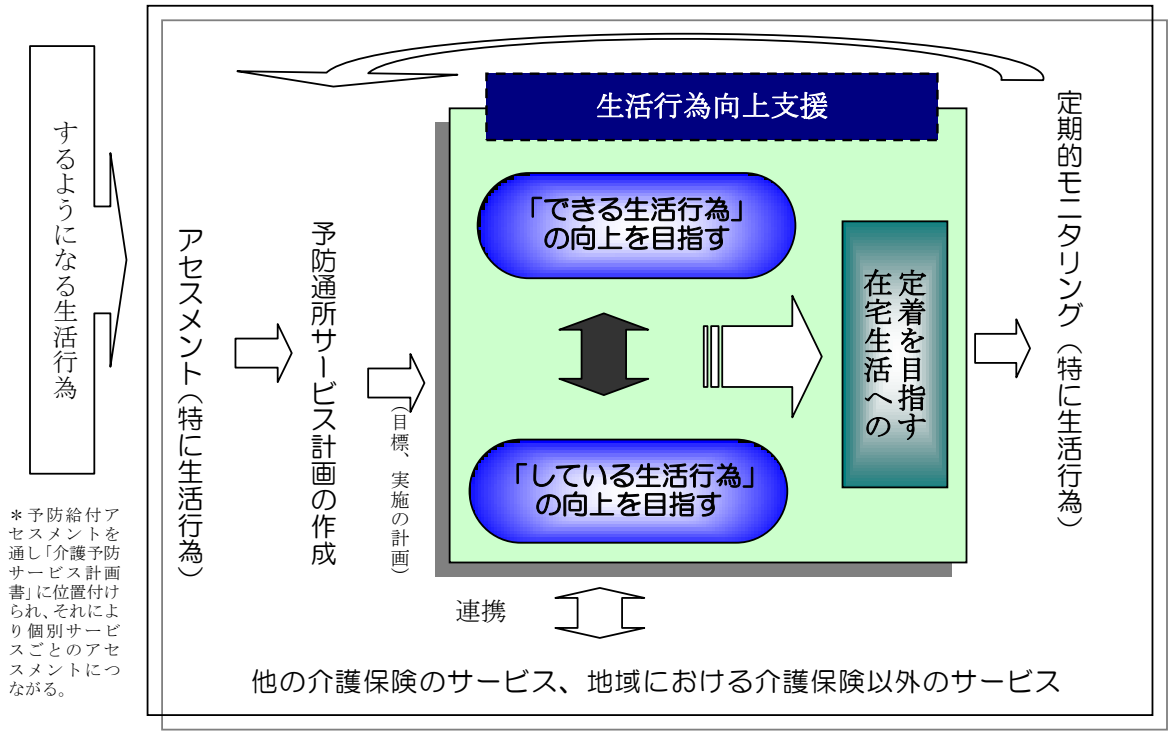

（３）短期入所サービス

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護は、利用者の心身の状況や、家族の病気や家庭の事情などの生活環境要因により、一時的に在宅におけるサービス利用が困難となった場合に、生活機能の低下を来すことがないよう、施設において、入浴、食事など通所系サービスと同様のサービスが提供されます。

（４）その他のサービス

①介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスの入居者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

できる限り生活機能の向上に配慮しつつ、日常生活上の支援等のサービス提供が行われます。

②介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売は、日常生活の自立支援を目的として、制度で定められた品目を貸与・販売されるサービスです。

福祉用具を用いることで、できるだけ今持っている能力を使って、自分で「している行為」の幅を広げていくことを目標とします。自立支援のための要素の一つとして提供するため、「生活行為」の向上にむけた支援やリハビリテーションとの連携を図ります。

【参考】福祉用具の利用、目標設定の考え方

ニーズ：（例）浴槽をまたぐのが困難で、一人で入浴できない。

↓

目標設定：単に「入浴すること」「入浴によって清潔を保持すること」ではなく、「できるだけ自分が今持っている能力を使って、自分で入浴できるように支援すること」であることが重要。

↓

（1）「入浴すること」を目標にすると、
「自分でできない⇒介助して入れる」となり、
ヘルパーの介助が前提のケアプランになる。
（2）「できるだけ自分で入浴できるように支援する」を目標にすると、

ヘルパーによる介助で入浴する ⇔ 福祉用具（入浴補助いす、簡易手すり等）を使って、できるだけ今持っている能力を活用して、自分で入浴する

↓ という選択肢が見えてくる。

「している行為」の幅を広げるサービス選択、支援が可能になる。

③住宅改修

住宅改修は、段差の解消や手すりの取り付けなど介護予防にかかわる住宅の改修に必要な費用の一部を支給する制度です。

④介護予防支援

介護予防支援は、要介護（要支援）認定で要支援１・２と判定された方に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成するサービスです。地域包括支援センターは、このプラン作成を居宅介護支援事業所に委託することもできます。

介護予防プランの作成にあたっては、利用者の改善の可能性をみつけ、できるだけ利用者が「している生活行為」の幅を広げていくことで、生活機能の向上を図るために、「以前は自分でしていたのに、今は自分でしていない生活行為のうち、今後は自分でした方がよいと考える生活行為」を検討し、「それを自分でするようになるために必要なサービス」を選択します。

第３節　在宅生活・介護支援の充実

１ 生活支援サービスの充実

（１）ふれあい茶論（サロン）

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地区公民館等への通所により、日常動作訓練から趣味活動等、各種サービスを幅広く提供します。

現在、町では、各地域を巡回し、運営ボランティアの組織化を図りながら、町内数か所の公民館等と拠点として、ふれあい茶論を実施しています。実施会場の手配やプログラム立案については、各地区の運営ボランティアが自主運営方式で行い、町社会福祉協議会が連絡調整と情報提供及び研修会の企画運営を行っています。

今後も、「お茶のみ会型」「教室型」「趣味活動型」など多様なサービスの提供や、新規ボランティアの加入を促進するなど、サービスの提供体制の充実を図ります。

（２）軽度生活援助事業

要介護認定を受けていない一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯等を対象に、外出時の援助、食事・食材の確保、家周りの手入れなど簡単な日常生活の援助を行います。

（３）緊急通報システムの整備

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急時にペンダント型発信機を押すことにより、緊急事態に迅速に対応する事業です。

今後も、同事業を継続して実施していきます。

（４）高齢者食の自立支援事業（配食サービス）

要介護認定を受けていない高齢者のみ世帯等を対象に、アセスメントを行い、食の自立の観点から高齢者が健康で自立した生活を営めるように支援するため、原材料及び調理費の自己負担で、週５回以内の食事サービス（昼食）を実施しています。また、同時に安否確認を行います。

（５）はり・灸・マッサージ治療費助成

65歳以上の町民を対象に、年間５枚(一枚千円)の治療費助成券を交付し、はり・灸・マッサージを受ける費用の一部を助成します。

（６）寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

心身の障がい、傷病等の理由により寝具の衛生管理ができない高齢者のみの世帯を対象に、年４回以内の寝具の洗濯・乾燥・消毒等のサービスを行います。

（７）訪問理美容サービス

在宅の65歳以上の要介護４以上の認定を受けている高齢者のうち、理髪店や美容院に出向くことが困難な方に対し、居宅で手軽に散髪等のサービスが受けられるような理美容師の派遣を行います。

（８）無料入浴券・無料利用券の配布

あしがら温泉又は町内３か所のパークゴルフ場を利用できる無料券３枚と、２市１町の温泉施設を利用できる共通入浴券３枚を70歳以上の高齢者全員に贈呈します。

（９）二次予防事業対象者住宅改修助成

介護保険給付の対象にならない65歳以上の高齢者であって、住宅を改修することによって要支援・要介護状態になることを予防できる方に、10万円を限度として、その経費の1/2の助成します。

（10）安心支え合い体制づくり事業

高齢者や障がい者、その他健康不安な方等を対象に整備した救急医療情報キットや緊急時サポートカード、緊急呼子笛を活用し、救急隊がかけつけたときの迅速かつ適切な救命処置やその他不測の事態に備える体制を推進します。

（11）成年後見人制度の申立て援助

身寄りのない高齢者等が、財産管理や介護サービスの利用契約が行えるよう、町長による成年後見人申立てを行います。

（12）社会福祉法人による利用者負担減免に係る助成

低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人による利用者負担減免に対し、助成金を交付します。

（13）高齢者見守りネットの開催

高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、地域包括支援センターが中心となって会議を開催し、居宅介護事業所等との連携・情報共有を図ります。

２ 家族介護への支援の充実

（１）家族介護用品支給事業

在宅において、要介護３以上の高齢者を介護する低所得世帯の家族を対象に、紙おむつ等の介護用品の支給を行うことにより、介護者の負担を軽減する事業です。今後も、事業の内容や利用方法等の周知に努め、利用の促進を図ります。

（２）家族介護者ヘルパー受講支援事業

ホームヘルパーの人材育成及び介護技術の向上を図り、福祉の増進に寄与するため、訪問介護員養成研修２級を受講した場合に受講料の３／４を助成しています。（限度額２万円、家族を介護している場合の限度額３万円）

（３）ねたきり老人援護金

寝たきりの高齢者の生活向上と介護者の労をねぎらうため、１人3万円の援護金を支給します。

（４）家族介護者交流事業

高齢者を現に介護している家族に対し、介護から一時的に解放され心身のリフレッシュを図るため、介護研修及び交流会を開催します。

３ 施設福祉サービス

（１）養護老人ホーム

養護老人ホームは、低所得で身寄りがなく虚弱であるなど、在宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設です。平成22年度末では20人が入所措置されています。

今後も、利用希望者の心身や生活の状況に応じ、入所措置を行っていきます。

第３章　生きがい対策と支え合いの体制づくり

第１節　地域支援ネットワークづくり

１　地域で支える体制づくり

（１）各種サービスの周知と利用促進

高齢者へのサービスの仕組みが一層複雑化する中で、新たに65歳を迎える方を含め、町民がそうした複雑な仕組みを理解し、適切なサービスの利用ができるよう、文字媒体や各種研修・相談等の場など、多様な機会をとらえ、情報の提供や相談活動などに努めます。

（２）相談・調整の体制づくり

「地域包括支援センター」を中心に、総合的な相談・調整機能を築くとともに、町の介護・保健・福祉部門や、介護サービス事業者、地域支援事業実施事業者、さらには、民生・児童委員をはじめとする地域住民と連携しながら、身近な相談体制の構築を図り、迅速・的確なサービス利用調整に努めます。

（３）権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方でも、自分にふさわしい制度やサービスを選択し、利用契約を締結したり、財産を適切に管理することが必要です。

地域包括支援センター等において、適切な相談や、金銭管理サービス等の生活支援業務が行われることを促進するとともに、成年後見制度など各種権利擁護制度の周知と利用促進に努めていきます。

（４）高齢者虐待の防止

平成18年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、警察等と連携を図りながら、ケースケア会議などを通じて高齢者虐待を未然に防ぐ体制づくりを進め、個別の虐待ケースに対応していきます。

また、虐待に関する知識・理解についての普及・啓発とともに、各関係機関の職員への研修の実施や、住民への通報義務の周知等に努めます。

（５）社会福祉協議会の充実促進

小山町社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を推進しています。

高齢者人口の増加や福祉ニーズの増大により、その役割は一層重要なものとなることから、今後も、事業運営などに対する支援を実施していきます。

（6）地域ボランティアとの協働

高齢者が地域でいきいきと生活を続けていくためには、公的な介護・福祉サービスに加え、ボランティアによる支援の充実が不可欠です。

現在、社会福祉協議会のボランティアセンターの登録ボランティアを中心に、ふれあい茶論や福祉施設の運営、外出支援の運転、介護予防のための音楽療法の実施など、さまざまなボランティアが活躍しています。また、住民参加型福祉サービスの立上げに向けたプロジェクトチームを設置し、安価で利用できるサービスの体制づくりを検討しています。

今後も、幅広い層での人材の育成・確保に努め、リーダーの育成、組織作りの支援などを通じて、ボランティア活動の輪を広げていきます。

（7）新聞・牛乳配達員による見守り活動の実施

新聞・牛乳配達業者と連携し、配達員が配達先の高齢者世帯等で異常に気付いたとき、町へ通報し、町が安否確認を行う見守り体制を引き続き実施します。

2 認知症高齢者への支援の強化

（1）地域予防活動の推進

認知症高齢者数は75歳を境に急増しており、今後、後期高齢者数の増加が見込まれていることから、その支援対策が急務です。また、認知症の早期発見・早期対応は、その後の介護負担の軽減につながることが期待できることから、身近な地域で積極的に予防活動を展開していくことが重要です。

そのため、地区ごとの介護予防事業の充実や、老人クラブをはじめとする地域での自主的な認知症予防の取り組みの促進、認知症サポーター※の養成などに取り組みます。また、今後は子ども向けの「認知症サポーター養成講座」を企画し、認知症高齢者等を地域ぐるみで支える体制づくりにつなげます。

※認知症サポーター：日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることで、認知症の人や介護家族を見守り、応援する人。厚生労働省では、「認知症を知り地域を作るキャンペーン」の一環として、平成26年度までに400万人の認知症サポーターの養成をめざしています。

（2）介護環境の整備

認知症高齢者数の増加にともない、こうした方を介護する通所施設や生活施設のニーズが拡大する中で、本町においても、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの介護基盤整備を検討してきました。

今後も、認知症高齢者の在宅での生活を支援するため、地域密着型サービスなど、認知症対応型の介護基盤の整備を促進するとともに、事業所と連携しながら、介護職員への専門知識の普及、施設・設備の認知症対応化など、認知症介護の質的向上に努めていきます。

（３）認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者見守り事業は、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組の構築・運用、知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行います。

（４）専門的な相談の活用促進

認知症に関する悩みや問題を本人や家族等が抱え込むことのないよう、今後も、医療機関、保健所、地域包括支援センターなどとの連携を取りながら、こうした事業を展開していくとともに、事業内容や利用方法等の周知に努めます。

（５）介護マークの普及促進

認知症の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、駅のトイレで付き添うときや介護用品や下着の購入など、誤解や偏見を持たれることがあります。

静岡県では、介護者が、介護中であることを周囲に理解してもらう、全国で初めて「介護マーク」を作成し普及を図っています。本町でも健康課で配布し、周知を図り、介護家族等の心身の負担軽減を図ります。

介護マーク

第２節　高齢者の生きがい活動の促進

１ 社会参加の促進

（１）就労機会の拡大

活力ある地域社会のために、高齢者の社会参加や生きがいづくりが重要となっており、中でも就労は高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かすという意味で大きな社会貢献をもたらし、高齢者自身にとっては、経済的な面だけでなく、社会とのつながり、生きがい確保といった側面を強く持っています。

高齢者が地域での活動を積極的に行える場を提供するため、シルバー人材センターの機能拡充を支援し、就労の場の確保に努めます。また、技能講座への参加を促進し、育成を図るとともに、高齢者が持つ知識や技術を社会に還元することができる就業環境づくりに努めます。

①シルバー人材センターの充実・強化

高齢者の生きがい対策事業の中心としての、「小山町シルバー人材センター」の会員数は、平成22年度末現在で244となっています。

今後も、ハローワークなどと連携しながら、事業主への普及、啓発を実施し、民間企業における高齢者の就労機会の確保を促進します。また、高齢者加入促進のため、シルバー人材センターの内容やシステム等のＰＲに努めるとともに、シルバー人材センターの機能拡充を図ります。

②就業の場づくり

関係機関との連携を図り、町の公共施設における樹木のせん定、草刈り、清掃、駐車場の整理、公共施設の管理等に積極的に高齢者を登用し、高齢者の就業機会の創出に努めます。

そのために、幼稚園での補助活動、ベビーシッター等の子育て支援活動や小・中学校における1日講師としての教育指導など、新たな高齢者の雇用を検討していきます。

（２）老人クラブ活動への支援

生きがいづくりの中心的な活動である老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけになるものであり、その活動を通じて会員同士、また地域のつながりが強化されるのに役立つものです。本町では、全町的な老人クラブ連合会のもと、21の単位老人クラブが組織化され、平成23年４月現在、会員数は1,970人で、俳句・歌謡・囲碁・ゲートボール・パークゴルフなど10の部（同好会）で活動しています。

アンケート調査では、「生きがいを感じること」で「老人クラブ活動をしているとき」との回答は全体では11.1%と前回の16.0%から５ポイントの減でしたが、加齢とともにその割合は高くなり、70～74歳で8.5%、75～79歳では17.5%、80～84歳では21.9%、85歳以上の方の回答では21.5%となっています。

今後も、老人クラブの活動内容について、健康づくりや福祉活動への参加、生きがい活動など多様な分野を展開することで、参加しやすい環境整備を図るとともに、年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者も気軽に参加できるような新たな枠組みでのクラブについて検討し、魅力あるクラブ活動の推進と、加入者の促進を支援します。

（３）各種敬老事業

敬老会については、毎年９月に開催しています。７０歳以上の人口は毎年増加していますが、出席者については、減少傾向になっています。

今後は、内容をより充実させて、多くのお年寄りが出席していただけるように検討しながら続けていきます。

２ 生きがいづくりの促進

（１）世代間交流・地域間交流の促進

子どもから、高齢者まで世代を越えて交流することは、「子どもを地域で育てる」ことや「高齢者を地域で見守る」ことなど、多面的な効果が期待されます。また、高齢者が、長年培ってきた経験・知識などを活かし、社会との結びつきを実感することは、高齢者自身の生きる力や健康を養う上で大きな効果が期待できます。

現在、交流の機会として「三世代主張大会」、「世代交流ゲートボール大会」、「町民スポーツ祭」、「おやま健康ウォーキング」、保育園児との「三世代ふれあいの集い」等のイベントを開催しています。

今後も、昔の遊びなどの伝承活動をはじめ、福祉、学習、スポーツ、防災、環境、産業振興などの幅広い分野で、子どもから高齢者まで多世代が交流し、高齢者自身がボランティアとして経験・知識などを次世代に伝える機会の拡大を図ります。

（２）生涯学習の充実

高齢者が、自らの意思で自分に適した学習及び社会参加を積極的に行うことが生きがいとなり、充実した生活を送ることのできる社会の実現につながります。

近年、高齢者の学習意欲が高まりをみせており、学習活動が活発化しています。マスメディアによる講座や、世代間の交流学習を期待する声も高まっています。アンケートによると、今後やってみたいことで「学習や教養を高めるための活動」は全体では18.0%（平成19年度は17.1%で0.9ポイント増）であり、65～69歳では19.3%、70～74歳でも19.3%と上位にあげられており、学習意欲の高さがうかがえます。

①ニーズに合ったカリキュラムの導入

高齢者のニーズに合ったカリキュラムを、老人クラブと連携しながら作成し、導入を図ります。

②情報提供、相談体制の充実

多様な学習に対するニーズに対応するため、幅広い学習情報及び学習内容の提供と相談体制の充実に努めます。

③学習拠点施設の整備

関係機関との連携を図り、学習や文化活動の拠点となる生涯学習センター（総合文化会館）の整備充実に努めるとともに、施設・設備の面から、活動の推進体制を整えます。

④指導者の育成・確保

多様化する学習ニーズに対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持つ高齢者に協力を得るなど、指導者の育成・確保を進めます。また、学習によって得られた知識・経験・技術を、学校や地域で活用できるよう、機会の提供に努めます。

⑥グループ団体の支援

学習グループや団体の活動の拠点等の整備を検討するとともに、グループ団体間の連携による、老人クラブに準ずる組織化の展開に努めます。

（３）民俗芸能・伝統文化の継承

本町には、竹之下太鼓等の民俗芸能、わら細工、竹細工等の伝統文化が古くから受け継がれています。その伝統文化を次世代に継承していくことは、高齢者の責務といっても過言ではありません。

今後も、継承者作りの一環として、地元の民俗芸能を伝える高齢者の有識者を積極的に登用し、講座・教室の開設・運営を支援するとともに、指導者としての育成も図ります。

また、本町に伝えられる伝統文化・生活技能等、高齢者の持つ豊かな知恵を次世代に継承していくための講座・教室の開設・運営を支援していきます。

（４）ニュースポーツの導入・検討

健康寿命の延伸や、介護予防・認知症予防のためには、長く続けることのできるスポーツや、楽しみながら身体を動かすレクリエーション活動の役割は重要です。

今後も、関係機関と連携し、年齢を問わずだれもが参加できるニュースポーツの検討及び導入に努めます。また、けがや事故防止のために、専門の指導者等による指導、見守りを行います。

さらに、家族がともに参加するスポーツイベント等を開催することにより、スポーツを通じた世代間交流、地区の交流を促進し、家族や地区の一体感の高揚を図ります。

（5）スポーツイベントの開催

本町では、生涯スポーツに対する意識の啓発として、月２回配布される「広報おやま」の中で、高齢者向けのスポーツに関する情報を提供するとともに、小山町社会福祉協議会から年６回配布される「社協だより」においてもさまざまな情報を提供しています。

現在、スポーツ交流イベントとしては、老人スポーツ大会、年1回の首都圏からも多くの人が集う鮎沢川・須川を活用した「つり大会」などのイベントを実施しています。

今後も、イベントへの参加・支援に関するパンフレットを作成・配布し、イベント参加への意識啓発を図ります。また、老人スポーツ大会で行われるスポーツの種類を拡充し、より多くの高齢者の参加を促進します。

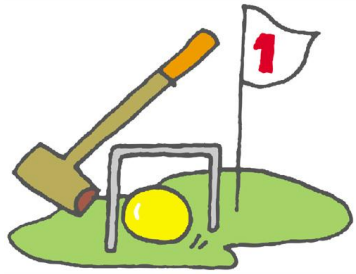

第３節　すべての人にやさしいまちづくりの推進

１　福祉のこころの育成

（１）学校等での福祉教育の充実

町内の小中・高校では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流や福祉体験など、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後は、町の教育部門と保健福祉部門、社会福祉協議会が連携して福祉教育のカリキュラムを体系化し、課外活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用して、福祉施設での体験学習や体験ボランティアなど、体験型の福祉教育を一層推進することにより、福祉への理解を深め、思いやりのある福祉の心を育成します。

（２）地域での福祉教育の充実

少子高齢化や核家族化が進行しするなか、地域住民同士のつながりの重要性が高まり、地域での福祉活動の重要性が拡大しています。

地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる環境づくりを図ります。

２　人にやさしい環境の整備

（１）住宅環境の整備

①　在宅生活の継続支援

要介護になっても住み慣れた自宅で安心して生活することは、多くの高齢者の願いです。そのためには、段差の解消、手すりの設置など、住宅のバリアフリー化や、車椅子など福祉用具のサポートなどの役割が重要であり、本町においても、介護保険制度や「住宅改修支援事業」等により、こうした支援に努めてきました。

今後も、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による相談機能の強化を図りながら、こうした制度の利用促進に努め、在宅生活の継続を支援していきます。

②　多様な暮らしの場の整備

高齢者のライフスタイルの多様化から、身体状況や家族の状況などに応じた多様な住まいに関するニーズが高まっています。

そこで、介護保険対象の施設については、需給の均衡を図りながら整備を促進します。

また、住宅改修について、高齢者が居住しやすい住宅に関する相談の充実を図ります。

公営住宅整備の際は、高齢化社会に対応した人に優しい住宅づくりの考え方を取り入れた公営住宅のバリアフリー化を関係機関に働きかけます。

（２）生活環境の整備

本町では、健康福祉会館、町役場、総合文化会館等の公共施設をはじめ、足柄駅や道の駅などの公共性の高い施設における設備の整備なのバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めています。

今後、さらに高齢者等が目的の場所や施設へ積極的に外出できるよう、利便性を確保するとともに、目的地から次の目的地への移動を容易にすることが必要です。

そのため、公共施設のバリアフリー化を継続して進めるとともに、高齢者の利用が多い民間施設に協力を働きかけ、生活環境の安全性と利便性の確保に努めます。

また、高齢者等の利用が多い鉄道やバスなどの公共交通のバリアフリー化については、施設の改修を働きかけるとともに、低床バス等設備の導入や、バス路線の確保等を働きかけていきます。

（３）安全対策の推進

①　防犯・交通安全の推進

本町では、高齢者が交通事故にあうことなく、安全に日常生活を営むことができるよう、地域ぐるみの交通安全活動を展開するとともに、高齢者への犯罪を防止するため、小山町生活安全町づくり推進協議会や警察署等関係機関との連携を図りながら、安全対策を推進しています。

今後も、警察署や区長会、老人クラブなどと連携して、高齢者のための講習会を開催し、交通安全教育の充実を図るとともに、夜間の反射材の着用などを推進し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。また、歩道や信号機、カーブミラーなど、高齢者が利用しやすい交通安全設備の整備に努めます。

さらに、犯罪から高齢者を守るために、広報等を通じての啓発に力を入れるとともに、相談活動・見守り活動を通じて発生の未然防止に努めます。

②　防災体制の整備

地震・火災等の災害時においては、避難時における災害弱者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・傷病者等）に対する配慮が課題となってきます。そのため、本町では「小山町地域防災計画」を平成20年度に見直し、災害弱者の安全な避難・誘導、救助・救護等の体制づくりを進めています。

一人暮らしの高齢者を対象に、訪問を行うことによって、安否を確認すると同時に、緊急事態の発生時に対処できるように、常に近況の状況把握に努め、寝たきりの高齢者の災害対策としては、特養施設との協定を締結し、避難先を確保しています。

ハザードマップの配布や災害時要援護者台帳を作成し、緊急時の救援体制を整備してきましたが、今後とも、台帳への登録者の整備、自主防災リーダーの養成とともに、消防・警察・住民組織等との連携を図り、一層の整備体制を推進します。

③　安心して暮らせる消費生活の促進

本町では、消費生活に関する相談・苦情などに対し、町や地域包括支援センター、社会福祉協議会が身近な相談窓口として対応にあたっています。

今後も、高齢者をはじめ、町民が自ら主体的に消費者問題を考え、豊かな消費生活を送れるよう、これらの相談体制を充実するとともに、消費生活展の開催や消費者トラブルの実態の周知、学習機会の確保などを図ります。

地域包括支援センター、民生委員等各機関と連携をとり対応していきます。

第３編　計画推進にむけて

第１章　介護保険事業会計の運営の方向性

第１節　給付費等の見込みの考え方

第５期計画期間における第１号被保険者の保険料額の推計の算定手順は以下のとおりです。

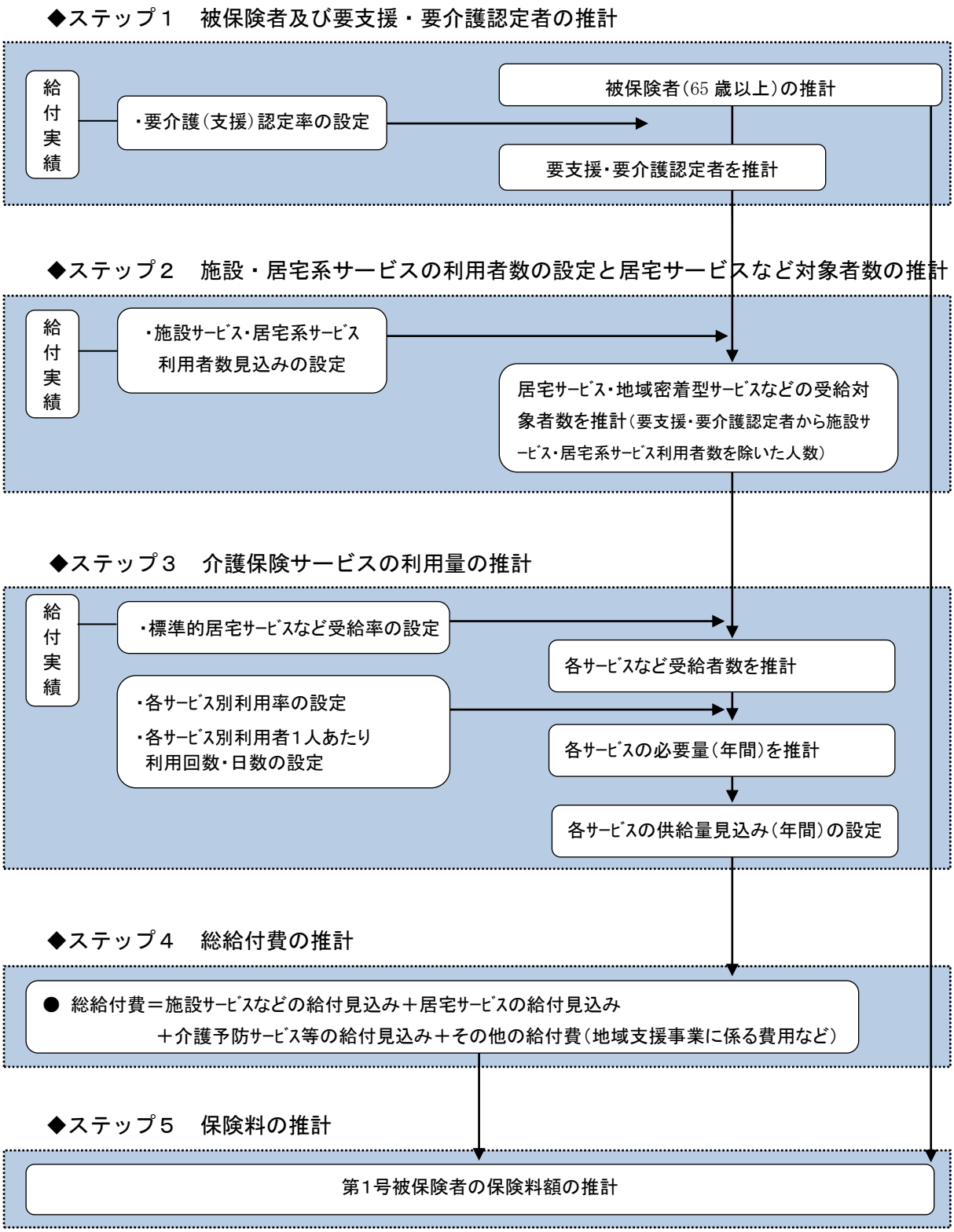

第２節　介護保険給付費等の見込み

１　総給付費

第５期計画期間における、介護給付費と予防給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

Ⅰ　介護サービス		平成24年度	平成25年度	平成26年度
（1）居宅サービス				
	訪問介護	49,007千円	48,667千円	48,326千円
	訪問入浴介護	8,122千円	7,819千円	7,516千円
	訪問看護	9,954千円	9,452千円	8,951千円
	訪問リハビリテーション	1,280千円	1,254千円	1,228千円
	居宅療養管理指導	486千円	487千円	487千円
	通所介護	193,980千円	230,191千円	248,980千円
	通所リハビリテーション	49,089千円	50,332千円	139,904千円
	短期入所生活介護	76,633千円	103,377千円	112,184千円
	短期入所療養介護	7,584千円	7,584千円	56,986千円
	特定施設入居者生活介護	36,518千円	44,646千円	57,315千円
	福祉用具貸与	30,749千円	30,083千円	29,417千円
	特定福祉用具販売	4,187千円	4,166千円	4,145千円
（2）地域密着型サービス				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	0千円
	夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円
	認知症対応型通所介護	11,029千円	10,951千円	10,872千円
	小規模多機能型居宅介護	2,806千円	2,192千円	37,061千円
	認知症対応型共同生活介護	58,712千円	61,291千円	117,186千円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80,064千円	80,064千円	80,064千円
	複合型サービス	0千円	0千円	0千円
（3）住宅改修		6,874千円	6,845千円	6,816千円
（4）居宅介護支援		54,485千円	54,487千円	54,494千円
（5）介護保険施設サービス				
	介護老人福祉施設	224,553千円	254,862千円	254,862千円
	介護老人保健施設	161,201千円	161,201千円	229,400千円
	介護療養型医療施設	209,303千円	209,303千円	209,303千円
	療養病床からの転換分	0千円	0千円	0千円
介護サービスの総給付費（小計）→（Ⅰ）		1,276,616千円	1,379,254千円	1,715,497千円

Ⅱ　介護予防サービス		平成24年度	平成25年度	平成26年度
（1）介護予防サービス				
	介護予防訪問介護	4,383千円	4,509千円	4,635千円
	介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円
	介護予防訪問看護	0千円	0千円	0千円
	介護予防訪問リハビリテーション	0千円	0千円	0千円
	介護予防居宅療養管理指導	56千円	57千円	59千円
	介護予防通所介護	6,801千円	8,666千円	10,531千円
	介護予防通所リハビリテーション	1,696千円	1,745千円	1,795千円
	介護予防短期入所生活介護	0千円	0千円	0千円
	介護予防短期入所療養介護	0千円	0千円	0千円
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,054千円	4,201千円	4,355千円
	介護予防福祉用具貸与	845千円	869千円	893千円
	特定介護予防福祉用具販売	908千円	935千円	962千円
（2）地域密着型介護予防サービス				
	介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0千円	0千円	5,419千円
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
（3）住宅改修		1,205千円	1,240千円	1,275千円
（4）介護予防支援		2,074千円	2,135千円	2,193千円
介護予防サービスの総給付費（小計）→（Ⅱ）		22,022千円	24,357千円	32,117千円

総給付費（Ⅰ）+（Ⅱ）	1,298,638千円	1,403,611千円	1,747,614千円

2　標準給付費

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総給付費（Ⅰ）+（Ⅱ）	1,298,638,480円	1,403,611,124円	1,747,613,580円
特定入所者介護サービス費等給付額	44,000,000円	48,000,000円	52,000,000円
高額介護サービス費等給付額	18,000,000円	20,000,000円	22,000,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
算定対象審査支払手数料	820,000円	840,000円	860,000円
合計＝標準給付費見込額	1,363,458,480円	1,474,451,124円	1,824,473,580円

３　地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防事業や包括的支援事業などにより、予防重視型の施策展開を図るための事業費で、事業総額は、各年度の標準給付費（審査支払手数料を除く）の３％を上限とする範囲内で見込むこととされています。

第５期計画期間における地域支援事業費の見込みは以下の表のとおりです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費（B）	28,500,000円	28,500,000円	28,500,000円
保険給付費見込額に対する割合	2.1%	1.9%	1.6%

第３節　第１号被保険者の介護保険料の設定

１　保険給付費の財源構成

介護保険事業費は、町の一般会計とは別に介護保険特別会計で運営されています。

介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として21%を第１号被保険者、29%を第２号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

保険料給付費の財源構成

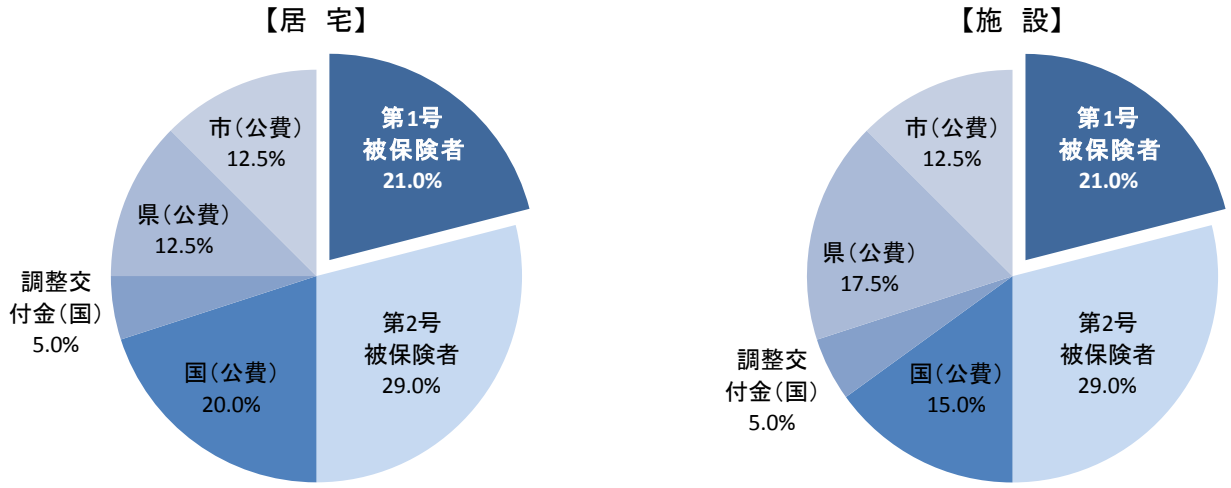

２ 介護保険料の設定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第５期計画期間中に必要となる第１号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、969,143,628円と見込みます。

なお、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費支払準備基金を活用します。介護給付費支払準備基金については、本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとされており、本町でも第４期の基金残高のうち2,000万円を第５期の歳入として繰り入れることとします。

さらに、低所得者層の負担軽減のため、保険料負担段階を10段階で設定し、段階に応じて0.5～1.75倍の負担調整を行います。

第５期計画期間における本町の第１号被保険者（65歳以上の高齢者）の基準額である所得段階第５段階の介護保険料は、年額63,600円（月額5,300円）とします。

所得段階別の第１号被保険者介護保険料

区 分	所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）	基準額に対する負担割合
第１段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税	2,650円	31,800円	0.500
第２段階	世帯全員が住民税非課税（本人の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下）	2,650円	31,800円	0.500
第３段階	世帯全員が住民税非課税（第１・第２段階以外）	3,975円	47,700円	0.750
第４段階	第５段階のうち、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下	4,642円	55,700円	0.875
第５段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	5,300円	63,600円	1.000
第６段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 125 万円未満	5,967円	71,600円	1.125
第７段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 125 万円以上 190 万円未満	6,625円	79,500円	1.250
第８段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 190 万円以上 300 万円未満	7,950円	95,400円	1.500
第９段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 300 万円以上 500 万円未満	8,617円	103,400円	1.625
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 500 万円以上	9,275円	111,300円	1.750

※ 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。

第２章　計画の推進と評価

本計画は、本町の高齢者施策の総合的な体系を示したものです。

介護保険事業の運営が町民の意見を十分に反映しながら、円滑に、かつ適切に行われるように、小山町介護保険等総合会議により、サービスの種類ごとの利用状況等、計画の実施状況について、計画の実施及び進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。

資　料　編

資料編

1　小山町介護保険等総合会議委員名簿

平成 24 年 3 月 1 日現在

No.	役職名	氏　名	備　　考
1	委 員 長	桜　井　光　一	小山町議会文教厚生委員会　委員長
2	副委員長	井　田　松　江	小山町民生児童委員協議会　会長
3	委　員	中　川　靖　夫	御殿場市医師会
4	委　員	小　野　将　之	駿東歯科医師会(小山支部)
5	委　員	中　澤　ゆかり	北駿薬剤師会
6	委　員	岩　田　祥　吾	小山町健康づくり推進協議会　会長
7	委　員	田　代　六　男	小山町老人クラブ連合会　会長
8	委　員	保　坂　　進	小山町区長会　会長
9	委　員	池　谷　みゆき	小山町連合婦人会　会長
10	委　員	若　林　久美子	(福)寿康会 徳風園　施設長
11	委　員	横　山　政　子	被保険者代表
12	委　員	須　原　良　澄	被保険者代表
13	委　員	常　盤　十四信	小山町社会福祉協議会　事務局長
14	委　員	土　屋　礼　二	小山町住民福祉部　部長

※　任期　平成 22 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日

２　小山町介護保険等総合会議会議経過

回	開催年月日	議　　題
1	平成23年 ７月４日	・小山町介護保険の現状について ・高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）について ・その他
2	平成23年 11月28日	・高齢者人口及び要介護(要支援)認定者の推計について ・介護保険サービスの利用者数の推移について ・介護保険料の見直しについて ・その他
3	平成23年 12月20日	・小山町高齢者保健福祉計画及び第５期介護保険事業計画(案)について ・介護老人保健施設の施設整備について ・保険料の多段階賦課について ・その他
4	平成24年 1月30日	・高齢者の生活と意識に関する調査について ・介護サービス等の実績及び見込について ・地域差指数・介護報酬改定による介護給付費等の見込みについて ・第５期介護保険料（案）について ・その他

３　小山町介護保険等総合会議設置要綱

平成13年4月3日
告示第18号

(設置)

第1条　介護保険事業等に関する運営が、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われること、及び保健、福祉、医療等に係る各種サービスを総合的に調整、推進するために小山町介護保険等総合会議(以下「総合会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　総合会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　介護保険事業の運営に関すること。

(2)　小山町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況の確認、各施策の総合調整、整備方針の決定等に関すること。

(3)　高齢者のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握等に関すること。

(4)　複合したニーズを有する処遇困難なケース等について、具体的な処遇方策の策定及び関係するサービス提供機関への要請等に関すること。

(5)　前各号のほか、目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第3条　総合会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱又は任命する。

(1)　町議会議員

(2)　医師

(3)　歯科医師

(4)　薬剤師

(5)　健康づくり推進協議会委員

(6)　民生委員・児童委員

(7)　社会福祉関係者

(8)　公共的団体の関係者

(9)　介護サービス事業者

(10)　被保険者

(11)　町関係者

3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条　総合会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、総合会議を主宰する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第5条　総合会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2　会議には、必要に応じ、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
3　会議は、必要に応じ、随時に開催することができる。

（庶務）
第6条　総合会議の庶務は、町長の定める課において処理する。

（その他）
第7条　この要綱に定めるもののほか、総合会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この告示は、公示の日から施行する。

小山町高齢者保健福祉計画及び第５期介護保険事業計画

＜　発　行　＞　平成２４年３月

＜　発　行　者　＞　小山町住民福祉部健康課

〒４１０－１３１１
静岡県駿東郡小山町小山75番地の７
ＴＥＬ　０５５０－76－6669
ＦＡＸ　０５５０－76－6671
E-Mail　kenkou@fuji-oyama.jp
http://www.fuji-oyama.jp/